

官名	明治五年	同六年	同七年	同八年
宮内卿	德大寺實則	德大寺實則	德大寺實則	德大寺實則
外務卿	副島種臣	副島種臣	副島種臣	副島種臣
内務卿	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
文部卿	大木喬任	大木喬任	大木喬任	大木喬任
司法卿	大木喬任	大木喬任	大木喬任	大木喬任
海軍卿	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
陸軍卿	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
大藏卿	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
内務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
外務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
文部大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
司法大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
海軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
陸軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
大藏大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
内閣大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
右大臣	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視
左大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美
大政大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美

官名	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年
右大臣	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視
左大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美
大政大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美
内閣大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美
内務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
外務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
文部大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
司法大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
海軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
陸軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
大藏大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
内務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
外務大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
文部大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
司法大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
海軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
陸軍大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
大藏大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
内閣大臣	大久保利通	大久保利通	大久保利通	大久保利通
右大臣	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視
左大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美
大政大臣	三條實美	三條實美	三條實美	三條實美

政治

表中明治十八年分は同年十二月二十二日官制改定により任命の内閣員を掲ぐ

官名	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年
外務大臣	陸奥宗光	陸奥宗光	陸奥宗光	陸奥宗光
陸軍大臣	大山巖	大山巖	大山巖	大山巖
海軍大臣	西郷從道	西郷從道	西郷從道	西郷從道
大藏大臣	仁禮景範	仁禮景範	仁禮景範	仁禮景範
司法大臣	渡邊國武	渡邊國武	渡邊國武	渡邊國武
文部大臣	山縣有朋	山縣有朋	山縣有朋	山縣有朋
農商務大臣	河野敏義	河野敏義	河野敏義	河野敏義
逓信大臣	後藤象二郎	後藤象二郎	後藤象二郎	後藤象二郎
拓殖務大臣	黒田清隆	黒田清隆	黒田清隆	黒田清隆
總理大臣	伊藤博文	伊藤博文	伊藤博文	伊藤博文
内務大臣	松方正義	松方正義	松方正義	松方正義
外務大臣	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信
陸軍大臣	高島綱之助	高島綱之助	高島綱之助	高島綱之助
海軍大臣	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛
大藏大臣	松方正義	松方正義	松方正義	松方正義
司法大臣	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾
文部大臣	松山實紀	松山實紀	松山實紀	松山實紀
農商務大臣	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助
逓信大臣	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正
拓殖務大臣	原星川顯	原星川顯	原星川顯	原星川顯

官名	明治三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
大藏大臣	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助
司法大臣	金子堅太郎	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾
文部大臣	松田大正	菊池大麓	菊池大麓	菊池大麓	菊池大麓	菊池大麓
農商務大臣	林有造	平田東助	平田東助	平田東助	平田東助	平田東助
逓信大臣	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正	芳川顯正
總理大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
内務大臣	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾	清浦奎吾
外務大臣	小村壽太郎	小村壽太郎	小村壽太郎	小村壽太郎	小村壽太郎	小村壽太郎
陸軍大臣	寺内正毅	寺内正毅	寺内正毅	寺内正毅	寺内正毅	寺内正毅
海軍大臣	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛	山本權兵衛
大藏大臣	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助	曾根荒助
司法大臣	波多野敬直	波多野敬直	波多野敬直	波多野敬直	波多野敬直	波多野敬直
文部大臣	久保田讓	久保田讓	久保田讓	久保田讓	久保田讓	久保田讓
農商務大臣	松田大正	松田大正	松田大正	松田大正	松田大正	松田大正
逓信大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
總理大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
内務大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
外務大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
陸軍大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
海軍大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
大藏大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
司法大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
文部大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
農商務大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
逓信大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太
拓殖務大臣	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太	桂太

Table of Japanese officials (大臣) from Meiji 44 to Daisho 2. Columns include names and titles such as 内務大臣, 外務大臣, 陸軍大臣, 海軍大臣, 大藏大臣, 司法大臣, 文部大臣, 農商務大臣, 逓信大臣.

○議定參與及參議 慶應三年以來之職員たりしものは左の如し

Table of officials from the Keicho 3 era (慶應三年) categorized into 議定 (Determined) and 參與 (Participated).

Table of officials from Meiji 1 (明治元年) categorized into 議定 (Determined) and 參與 (Participated).

Table of officials from Meiji 1 (明治元年) categorized into 議定 (Determined) and 參與 (Participated).

Table of officials from Meiji 2 (明治二年) to Meiji 14 (明治十四年), categorized into 參與 (Participated) and 同 (Same).

Table of officials from Meiji 15 (明治十五年) to Meiji 18 (明治十八年), categorized into 同 (Same) and 功臣 (Loyal Subjects).

●功臣 明治二年九月二十六日詔して復古の功臣に祿を給し位を進の物を賜ふ其詔に曰く 朕惟皇道復古 朝憲維新一資汝有衆之力朕切嘉獎之乃須賜以酬有功汝有衆勛哉

年次選舉區議員... 明治四十一年... 明治四十五年... 衆議院議員及選舉有權者數 明治四十五年五月調は左の如し

Table of political parties and their members across various regions (e.g., 東京府, 神奈川縣, 新潟縣). Includes columns for party names, member counts, and regional affiliations.

Table of political parties and their members across various regions (e.g., 石川縣, 福井縣, 滋賀縣). Includes columns for party names, member counts, and regional affiliations.

地方	東 京		本 州										道 府							
	神 奈 川	東 京	茨 城	栃 木	群 馬	山 梨	静 岡	愛 知	岐 阜	滋 賀	福 井	石 川	富 山	新 潟	山 形	秋 田	岩 手	青 森	大 阪	京 都
郡の選挙	一八	二二	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
市の選挙	四六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
合計	六四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
選挙権を有する者	八〇、六五八	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七	四〇、〇〇七
被選挙権を有する者	五、八〇七	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二	二、六八二

郡會 明治三十二年以來は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治三十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十八年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十一年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十四年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

市會 明治二十二年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治二十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 二十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

町會 明治二十二年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治二十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 二十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

村會 明治二十二年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治二十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 二十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

町村組合會 明治二十二年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治二十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 二十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

町村總會 明治二十二年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
明治二十二年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 二十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 三十五年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者
同 四十年	置會	議員	選挙権を有する者	被選挙権を有する者

●行政 行政官廳は外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省あり國務各大臣は各省行政の中心となり百官を率ゐて政務を裁理す各省の次官は大臣を助けて省務を整理し各局部の事務を監督し及各局中各課の事務を指揮監督す大臣事故ある時は臨時代理をなすと雖とも國務大臣として内閣の職務を代理することなし各省に大臣官房を置き各省中省務を分掌する爲め諸局を置く其分掌事務は各省官制に於て之を定む大臣官房及各局の分課は各省大臣の定むる所に依る但陸軍海軍兩省中の分課は該省官制に於て之を定む各省を通して次官、局長、參事官、秘書官、書記官及屬の職員あり各省官制を示せば左の如し

(一)外務省 外務大臣は外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護及外國在留帝國臣民に關する事務を管理し外交官及領事官を指揮監督す大臣官房の外務、通商、取調の三局を置く

(二)内務省 内務大臣は神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、宗教、出版著作權、賑恤及救済に關する事務を管理し警視總監、北海道廳長官及府縣知事を監督す大臣官房の外神社、地方、警保、土木、衛生、宗教の六局を置く

(三)大蔵省 大蔵大臣は政府の財務を總轄し會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、信託及銀行に關する事務を管理し府縣都市町村及公共組合の財務を監督す大臣官房の外主計、主稅、關稅、國債、理財の五局を置く

務を管理し府縣都市町村及公共組合の財務を監督す大臣官房の外主計、主稅、關稅、國債、理財の五局を置く

(四)陸軍省 陸軍大臣は陸軍軍政を管理し陸軍軍人軍屬を統督し所轄諸部を監督す大臣官房の外人事、軍務、兵器、經理、醫務、法務の六局を置く

(五)海軍省 海軍大臣は海軍軍政を管理し海軍軍人軍屬を統督し所轄諸部を監督す大臣官房の外軍務、人事、醫務、經理、司法の五局を置く

(六)司法省 司法大臣は裁判所及檢事局を監督し檢察事務を指揮し民事、刑事、非訟事件、戶籍、監獄及出獄人保護に關する事項其他諸般の司法行政事務を管理す大臣官房の外民事、刑事、監獄の三局を置く

(七)文部省 文部大臣は教育學藝に關する事務を管理す大臣官房の外專門學務、普通學務、實業學務、圖書の四局を置く

(八)農商務省 農商務大臣は農業、商業、工業、水産、林野、鑛山及地質に關する事務を管理す大臣官房の外農務、商務、工務、山林、鑛山、水産の六局を置く

(九)逓信省 逓信大臣は郵便、小包郵便、電信、電話及航路標識を管理し發電水力に關する事務を掌り電氣、造船、水陸運輸に關する事業及航路、船舶、海員を監督す大臣官房の外逓信、電氣、管船、經理の四局を置く

◎文官及雇階級別 明治五年以來毎年未現員は左の如し

◎文官官廳別 明治四十四年十二月三十一日現在の人員及年俸額は左の如し但*は兼官なり

年次	勅任	奏任	列任	計	雇階其他	合計	年俸
明治五年	五七	六九六	八二二	一五二七	一三五一七	二八四九	八六八、九四七
同十年	七七	一、一六	一、一六	二、一〇	一、七〇	三、八〇	一、一〇〇
同十五年	一〇二	一、三三	一、三三	二、六六	二、一〇	四、七六	一、三〇〇
同二十年	一五一	一、五七	一、五七	三、一四	二、四〇	五、五四	一、五〇〇
同二十五年	一六四	一、七二	一、七二	三、四四	二、六〇	六、〇四	一、六〇〇
同三十年	二一〇	二、二六	二、二六	四、四六	三、三〇	七、七六	一、九〇〇
同三十五年	三〇〇	三、〇〇	三、〇〇	六、〇〇	四、五〇	一〇、五〇	二、五〇〇
同四十年	四一六	四、一六	四、一六	八、三二	六、一〇	一四、四二	三、五〇〇
同四十一年	四四九	四、四九	四、四九	八、九八	六、五八	一五、五六	三、七〇〇
同四十二年	四八九	四、八八	四、八八	九、七六	七、一〇	一六、八六	三、九〇〇
同四十三年	五七六	五、七六	五、七六	一一、五二	八、五〇	二〇、〇二	四、三〇〇
同四十四年	六二六	六、二六	六、二六	一二、五二	九、一〇	二一、六二	四、五〇〇

官廳	勅任	奏任	列任	計	雇階其他	合計	年俸
内閣	三二	五三二	六八七	一二一	一、一〇	一、二二	三、九〇〇
樞密院	二八	三	八	三九	五	四四	一、五二七
外務省	三〇	一四六	二四六	三二二	一五二	四七四	一、七六〇
内務省	一九	一〇三	三九六	五一八	七八一	一二九九	一、七六〇
大蔵省	三三	四六六	一一、〇八	一一、五二	五、六八	一七、二〇	五、九〇〇
陸軍省	四	三七〇	一、六七	二、〇五	一一、二〇	一三、二五	一、八八〇
海軍省	三	一四四	九、〇	一、〇五	一、六三	二、六八	一、八八〇
司法省	六五	一、七九	四、五八	六、三三	一、七三	八、〇六	一、八八〇
文部省	二七	一、二七	一、〇二	二、二九	九七	三、二六	一、八八〇
農商務省	二〇	四一八	三、七三	四、一三	二、〇六	六、一九	一、八八〇
逓信省	一九	三三三	一、三六	一、七五	五、七〇	七、四五	一、八八〇

官廳	勅任	奏任	列任	計	雇階其他	合計	年俸
臺灣總督府	一一	三二五	四一三	七三六	四、〇六	四、八〇二	一、〇〇〇
關東都督府	八	八三	一〇八	一九一	九〇九	一、〇〇〇	一、〇〇〇
朝鮮總督府	七	一〇八	一〇八	二一五	七、七五	七、九六五	一、〇〇〇
樞密院	一	二二	一七	三九	二〇三	二四二	一、〇〇〇
會計検査院	一	一〇	一〇	二〇	三三	五三	一、〇〇〇
行政裁判所	一	一	一	二	二八	三〇	一、〇〇〇
貴族院事務局	一	一	一	二	三三	三五	一、〇〇〇
衆議院事務局	一	一	一	二	三三	三五	一、〇〇〇
合 計	一一	五七七	六九七	一二〇	五、八二	一、二〇〇	一、〇〇〇
警視廳	一	五〇	二二	七二	二、六四	二、七二	一、〇〇〇
北海道廳	二	八四	八三	一六七	一、七八	一、九四七	一、〇〇〇
東京府	一	三三	一四三	一七六	一、七八	一、九五六	一、〇〇〇
京都府	一	四九	一五五	二〇四	一、七八	一、九八四	一、〇〇〇
大阪府	一	四三	一五七	二〇〇	一、七九	一、九八九	一、〇〇〇
神奈川縣	一	四八	一四九	一九七	一、八八	二、〇七六	一、〇〇〇
兵庫縣	一	六六	一七四	二四〇	一、九一	二、一五一	一、〇〇〇
長崎縣	一	三九	一四九	一八八	一、五〇	一、六八八	一、〇〇〇
新潟縣	一	四四	一五二	一九六	一、五二	一、七一六	一、〇〇〇
群馬縣	一	二七	一〇二	一二九	一、四七	一、六〇六	一、〇〇〇
茨城縣	一	三一	一一四	一四五	一、四七	一、六二二	一、〇〇〇
千葉縣	一	三五	一二一	一五六	一、五二	一、六七六	一、〇〇〇
栃木縣	一	四〇	一三六	一七六	一、五二	一、六九六	一、〇〇〇
茨城縣	一	二八	一〇四	一三二	一、三三	一、四六五	一、〇〇〇
群馬縣	一	二二	八二	一〇四	一、一〇	一二二	一、〇〇〇
山梨縣	一	二九	九一	一二〇	一、一五	一二九	一、〇〇〇
静岡縣	一	二七	八四	一一一	一、一〇	一二八	一、〇〇〇
愛知縣	一	三六	一二七	一六三	一、二八	一、四四一	一、〇〇〇
三重縣	一	四二	一四二	一八四	一、三三	一、五一七	一、〇〇〇
奈良縣	一	四九	一五九	二〇八	一、四四	一、六四二	一、〇〇〇
和歌山縣	一	二九	九一	一二〇	一、一五	一二九	一、〇〇〇
山形縣	一	二七	八四	一一一	一、一〇	一二八	一、〇〇〇
秋田縣	一	二七	八四	一一一	一、一〇	一二八	一、〇〇〇
岩手縣	一	二七	八四	一一一	一、一〇	一二八	一、〇〇〇
青森縣	一	二七	八四	一一一	一、一〇	一二八	一、〇〇〇
合計	一一	五七七	六九七	一二〇	五、八二	一、二〇〇	一、〇〇〇

金額は表出せる人員に對する一箇年の受領額を掲ぐるものなり○警察官等にして西南の役に従軍死傷し陸軍恩給令に依り恩給を受ける者は陸軍軍人中に合算す○特別年金受領者及雇外國人にして恩給を受ける者は文官恩給受領者中に合算

○扶助料受領者 明治二十年以來毎年十二月三十一日の現員及金額は左の如し

Table showing the number of recipients and amounts of assistance payments from Meiji 20 to Meiji 44, categorized by gender and military status.

○一時賜金受領者 明治二十年以來の人員及金額は左の如し 但各其年中に賜金を受領せしものなり

Table showing the number of recipients and amounts of one-time grants from Meiji 15 to Meiji 44, categorized by gender and military status.

明治三十四年法律第三十八號逡査看守退廢料及遺族扶助料法に依るもの、一時金は文官の中に計上せり

○爵位勳章受領人員 明治十五年以來毎年十二月三十一日現在左の如し但朝鮮貴族なり

表中有勳人員の關明治三十年以後は勳章受領人員なり

Table showing the number of recipients of titles and medals from Meiji 15 to Meiji 44, categorized by rank and gender.

○有位人員 明治四十四年十二月三十一日現在左の如し

Table showing the number of titled personnel as of December 31, 1871, categorized by rank and gender.

表中は朝鮮貴族なり

○地方長官行政上の職權 警視總監、北海道廳長官及府縣知事の職權を述べ左の如し

警視總監 内務大臣の指揮監督を受け東京府下の警察、消防及特に内務大臣の指定する衛生事務を管理し各省の主務に關する警察事務に就ては各省大臣の指揮監督を受け

北海道廳 内務大臣の指揮監督を受け各省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を受け法律命令を執行し北海道の拓殖民の事務及郡内の行政事務を總理す

府縣知事 内務大臣の指揮監督を受け各省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を受け法律命令を執行し郡内の行政事務を管理す

○府縣制及郡制 (一)府縣は法人とし官の監督を受け法律命令の範圍内に於て其公共事務並に從來法律命令又は慣例に依り及び將來法律勅令に依り府縣に屬する事務を處理す府縣の自治に關する機關は第一に府縣會ありて其議員は各郡市より一人以上を選挙す第二に府縣參事會ありて府縣の自治に關する行政を掌理す而して之か會員は府縣知事、府縣の高等官二名及び名譽職參事會員を以て組織す(二)郡は法人とし官の監督

督を承け法律命令の範圍内に於て公共事務並に法律命令に依り郡に屬する事務を處理す郡の自治に關する機關として郡會及郡參事會あり

◎市町村制 市町村は法律上一個人と均しく權利を有し義務を負担し凡市町村の公共事務は官の監督を受けて自ら之を處理するものとす市町村の自治機關としては第一に意思を決定するものあり第二に之を實行するものあり第三に此兩者の中間に立ちて全體を統理するものあり其第一を市町村會とし其第二を市町村參事會とし其第三を市町村長とす而して之に附屬するものを市町村吏員と爲す

◎廳府縣郡官吏及雇人員 明治三十八年以來毎年十二月三十一日の現在左の如し

種別	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
總監	1	1	1	1	1	1	1
技師	1	1	1	1	1	1	1
警務長	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫事務官	1	1	1	1	1	1	1
居番検査技師	1	1	1	1	1	1	1
警察署	1	1	1	1	1	1	1
警視廳及	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫検査醫	1	1	1	1	1	1	1

種別	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
計	11	11	11	11	11	11	11
知事	1	1	1	1	1	1	1
事務官	1	1	1	1	1	1	1
技師	1	1	1	1	1	1	1
屬員	1	1	1	1	1	1	1
視學	1	1	1	1	1	1	1
技師	1	1	1	1	1	1	1
警務長	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫事務官	1	1	1	1	1	1	1
居番検査技師	1	1	1	1	1	1	1
警察署	1	1	1	1	1	1	1
警視廳及	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫検査醫	1	1	1	1	1	1	1

警視廳及
警察署
消防署

北海廳
警務長
事務官
技師
森林
生守

北海廳
警務長
事務官
技師
森林
生守

種別	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
計	11	11	11	11	11	11	11
同監	1	1	1	1	1	1	1
消防機關士	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫検査醫	1	1	1	1	1	1	1

種別	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
計	11	11	11	11	11	11	11
警務長	1	1	1	1	1	1	1
事務官	1	1	1	1	1	1	1
技師	1	1	1	1	1	1	1
森林	1	1	1	1	1	1	1
生守	1	1	1	1	1	1	1

種別	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
計	11	11	11	11	11	11	11
巡防	1	1	1	1	1	1	1
臨時防疫検査醫	1	1	1	1	1	1	1

種別	明治三十八年				明治三十九年				明治四十年				明治四十一年				明治四十二年				明治四十三年				明治四十四年			
	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計	町村長	町村員	町村役	町村計
市役	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
助役	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
常設委員	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
區長	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
附屬員	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
總計	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18

●町村吏員 明治三十九年以來毎年十二月三十一日の現員は左の如し但*は兼務者×は臨時代理者△は副収入役なり

●市町村吏員退職料受領者 明治二十五年以來毎年十二月三十一日の現員左の如し

●臺灣總督府 臺灣總督府に臺灣總督を置く而して總督は委任の範圍内に於て陸海軍を統率し内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務を統理す(現任總督は陸軍大將伯爵佐久間左馬太)總督府に總督官房を置き又民政部(現任民政長官は内田嘉吉)、陸軍部、海軍幕僚を置く民政部は行政司法に關する一切の事務を掌る所にして左の四局二署及三部あり
 財務局、通信局、殖産局、土木局、警察本署、蕃務本署、
 地方部、法務部、學務部
 ◎臺灣文官局部別 明治四十四年十二月三十一日現在の人員及年俸額は左の如し

官廳	明治三十一年				明治三十二年				明治三十三年				明治三十四年				明治三十五年				明治三十六年				明治三十七年				明治三十八年			
	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部	總督	法部	工部	農商部
總督	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
法部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
工部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農商部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
總計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

◎緯度極點 本邦緯度極點は左の如し

緯度極點	本邦緯度極點	左の如し
極北	北海道本州	北緯四十二度三十分
極南	南緯	南緯

◎全國周圍及面積 本地屬島の周圍、面積及百分比は左の如し 但し北緯南緯に屬するものなり

地名	緯度	經度
極北	北緯	
極南	南緯	

◎面積地方別 本邦の面積及百分比は左の如し

地方別	面積 (方里)	百分比
北海道	1,000	22.7%
本州	3,900	87.3%

◎氣象 本邦氣象區劃及測候所名を掲ぐれば左の如し

本表は參謀本部調製にして其面積は明治三十一年同部に於て實測圖及繪製二十

區	測候所	創立年月
一	恒春	明治二十九年十一月
二	鹿兒島	明治二十九年七月
三	那覇	明治二十九年七月
四	宮崎	明治二十九年七月
五	佐賀	明治二十九年七月
六	熊本	明治二十九年七月
七	鹿児島	明治二十九年七月
八	山口	明治二十九年七月
九	徳島	明治二十九年七月
十	香川	明治二十九年七月
十一	愛媛	明治二十九年七月
十二	高知	明治二十九年七月
十三	福岡	明治二十九年七月
十四	佐賀	明治二十九年七月
十五	熊本	明治二十九年七月
十六	鹿兒島	明治二十九年七月
十七	那覇	明治二十九年七月
十八	宮崎	明治二十九年七月
十九	佐賀	明治二十九年七月
二十	熊本	明治二十九年七月
二十一	鹿児島	明治二十九年七月
二十二	山口	明治二十九年七月
二十三	徳島	明治二十九年七月
二十四	香川	明治二十九年七月
二十五	愛媛	明治二十九年七月
二十六	高知	明治二十九年七月
二十七	福岡	明治二十九年七月
二十八	佐賀	明治二十九年七月
二十九	熊本	明治二十九年七月
三十	鹿兒島	明治二十九年七月
三十一	那覇	明治二十九年七月

Table with 10 columns: 津候所, 舞鶴, 敦賀, 福井, 金澤, 石川, 金華山, 八木, 京都, 彦根, 高松, 飯田, 甲府, 松本, 長野, 前橋, 熊谷, 筑波, 宇都宮, 足尾, 福島, 山形, 水戸, 濱田, 境ノ浦. Rows include 總量, 月最大, 日最大, 測候所, 總量, 月最大, 日最大.

Table with 10 columns: 釜山, 大邱, 木浦, 仁川, 京仁, 地方廳管轄, 京仁, 大邱, 木浦, 仁川, 京仁. Rows include 釜山, 大邱, 木浦, 仁川, 京仁, 地方廳管轄, 京仁, 大邱, 木浦, 仁川, 京仁.

Table with 10 columns: 兵庫縣, 長崎縣, 新潟縣, 群馬縣, 千葉縣, 茨城縣, 栃木縣, 奈良縣, 大和, 高市郡, 南葛城郡, 北葛城郡, 宇治郡, 吉野郡, 生駒郡.

Table with 10 columns: 三重縣, 愛知縣, 靜岡縣, 山梨縣, 滋賀縣, 岐阜縣, 長野縣, 信濃, 更科郡, 上伊那郡, 下伊那郡, 上高井郡, 下高井郡, 下木内郡.

地方	宮城縣	福島縣	岩手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣
陸前の内	仙臺市	磐城の内	岩瀨市	陸奥の内	羽後の内	羽後の内	越前	加賀
登米市	磐前市	東磐前市	弘前市	北津軽市	最上郡	鹿角郡	若狹郡	金沢市
桃生郡	伊具郡	南磐前郡	青森市	三川郡	赤松郡	仙北郡	三友郡	津市郡
鹿嶋郡	巨野郡	北磐前郡	下北郡	米沢市	南秋田郡	鹿角郡	丹波郡	江沼郡
宮田郡	石川郡	信夫郡	東津軽郡	南村山郡	北秋田郡	鹿角郡	美濃郡	鹿島郡
遠田郡	北磐前郡	南磐前郡	西津軽郡	西置賜郡	雄勝郡	丹波郡	能登郡	鳳至郡
黒川郡	石川郡	信夫郡	中津軽郡	東置賜郡	山本郡	大野郡	石川郡	珠洲郡
加美郡	磐前郡	河沼郡	南津軽郡	西置賜郡	河邊郡	南條郡	河北郡	川河北郡
富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣
越中	伯耆	出雲	美作	備前	備後	紀伊の國	阿波	讃岐
富山郡	鳥取郡	島根郡	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
高岡市	倉吉市	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
新川郡	東伯耆郡	松江郡	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
下新川郡	西伯耆郡	大田市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
西新川郡	東伯耆郡	雲南市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
氷見郡	西伯耆郡	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
東伯耆郡	東伯耆郡	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
東伯耆郡	東伯耆郡	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
東伯耆郡	東伯耆郡	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡
東伯耆郡	東伯耆郡	松江市	岡山市	廣島市	山口郡	紀伊郡	阿波郡	高松郡

地方	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣	宮崎縣	鹿児島縣	沖縄縣
伊豫	土佐	筑前	筑後	豊前	肥前	肥後	日向	薩摩	琉球
松山市	高知市	福岡市	大分市	佐賀市	熊本市	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
宇摩郡	高知郡	糟屋郡	宇佐郡	佐賀郡	熊本市	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
新居郡	幡豆郡	宗像郡	速見郡	神埼郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
周桑郡	高岡郡	早良郡	大分郡	三養基郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
越智郡	吾川郡	八女郡	北海郡	小城郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
温泉郡	長岡郡	山門郡	南海郡	東松浦郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
宇和郡	長岡郡	山門郡	南海郡	東松浦郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
宇和郡	長岡郡	山門郡	南海郡	東松浦郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
宇和郡	長岡郡	山門郡	南海郡	東松浦郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	
宇和郡	長岡郡	山門郡	南海郡	東松浦郡	阿蘇郡	宮崎市	鹿児島市	那覇市	

◎民有租地山林原野及牧場反別地價 明治十五年以來は左の如し

Table showing land prices for various regions (東京, 神奈川, 茨城, etc.) from 1904 to 1915. Columns include year, region, and price type (反別地價, 平均地價).

◎民有租地鑛泉池沼及雜種地反別地價 明治十五年以來は左の如し但本表民有租地合計は前三表よりの合計なり

Table showing land prices for various regions (東京, 神奈川, 茨城, etc.) from 1904 to 1915. Columns include year, region, and price type (反別地價, 平均地價).

◎民有租地反別地價地方別 明治四十五年一月一日調は左の如し但東京府の内小笠原島は反別地價の調を闕く

◎民有租地反別地價地方別の一 明治四十五年一月一日調は左の如し

Table showing land prices for various regions (東京, 神奈川, 茨城, etc.) from 1904 to 1915. Columns include year, region, and price type (反別地價, 平均地價).

◎民有租地反別地價地方別 明治四十五年一月一日調は左の如し

Table showing land prices for various regions (東京, 神奈川, 茨城, etc.) from 1904 to 1915. Columns include year, region, and price type (反別地價, 平均地價).

◎民有租地反別及地價地方別の二 明治四十五年一月一日 調は左の如し

Table with columns for region (e.g., 本州, 四国, 九州), sub-region (e.g., 東京, 神奈川), and metrics (反別, 地價, 平均). Includes a summary row for '北九州'.

◎民有租地反別及地價地方別の三 明治四十五年一月一日 調は左の如し

Table with columns for region (e.g., 本州, 四国, 九州), sub-region (e.g., 東京, 神奈川), and metrics (反別, 地價, 平均). Includes a summary row for '北九州'.

Table with columns for region (e.g., 本州, 四国, 九州), sub-region (e.g., 東京, 神奈川), and metrics (反別, 地價, 平均). Includes a summary row for '北九州'.

◎民有租地反別及地價地方別の四 明治四十五年一月一日 調は左の如し

Table with columns for region (e.g., 本州, 四国, 九州), sub-region (e.g., 東京, 神奈川), and metrics (反別, 地價, 平均). Includes a summary row for '北九州'.

Table of rivers and mountains in Japan. Columns include river names (e.g., 山根, 白根, 東山), mountain names (e.g., 妙高, 御前, 大前), and other geographical data. Includes a note about the river's course and measurement.

本表は元土木監督署の調査にして本川及支派川の従来舟筏を通ずる部分を合算し三十里以上あるものを掲げたるものにして舟筏を浮ぶるの適否を意味したるものに非ず又實測あるもの外は皆間稱呼の中信據するに足るものを採れり但北海道臺灣に係るものは道廳監督府の統計書に據り支派川を除きたるものにして舟筏の通否に據らず水源より河口に至る延長なり

◎大川の流航路延長及流域 内務省土木局統計年報に據れば 同省直轄の大川は左の如し

Table listing major rivers and their statistics. Columns include river name (e.g., 河川, 信濃川), length (流路延長), navigation length (航路延長), and other metrics. Includes a note about the river's course and measurement.

Table with columns for river names (河川), drainage basins (流域延長), and various statistics. Includes entries for 千代川, 大野川, etc.

本表は國に於て直轄事業として改修工事を施行すべき河川六十五箇川の水源地末を初め全流域に係る調査を掲載したるものにして其材料は舊土木監督署に於て施行したる河川調査書に據る○瀬川の分には琵琶湖並同湖に注入する諸川の事實を包含したるものと瀬川以下分のみを調査したるものとを掲ぐ即○印は瀬川以下分なり但琵琶湖は滋賀縣下大津市外十一郡に跨り東西五里廿六町、南北十六里九町あり其周圍は五十九里三十二町、總水面積四十四方里五分にして二百九十六の支派川を有する大湖なり○利根川本川の分には總て渡良瀬川

Table titled '湖沼' (Lakes and Ponds) listing various water bodies and their characteristics. Includes a sub-table for '港灣' (Harbors and Bays) with columns for location and statistics.

施行の結果明治三十五年五月木曾川より分離したる河川なり但長良川は同時に掛斐川支川となる

Table titled '原野' (Plains) listing various types of plains and their characteristics. Includes a sub-table for '本邦原野面積千町歩以上のものを掲ぐれば左の如し'.

Table titled '港灣' (Harbors and Bays) listing various harbors and bays and their characteristics. Includes a sub-table for '現我國に於ける港灣數を掲ぐれば左の如し'.

○人口

◎古來人口 本邦に於て時々人口調査ありしは諸書に散見する所に依りて明かなるも今日に於て信憑するに足る可きもの少く且つ歲月の推移と共に各地方境域の變動、擴張等ありて甲の時代の調査は乙の時代に行はれたる調査と比較に便ならざるあり又間々信す可き國內一部分の調査あるも全國を統一せる調査は殆んど稀なり元來人口調査の精否如何は一國の文野を卜するに足る可きものなれば現今我邦に於ても精確の調査を希望する者多きは事實にして該事業の必要は我邦に在りても海外諸國と其事情を齊しうし主として兵事上の關係及徵稅上の要求より起れるか如し

今茲に既往千三百年間の調査事實を掲げたるも素より材料の不完全は免れざる所にして明治年間の人口數に在りても遺憾ながら充分なる材料にあらざるは調査機關に不備の點あるか爲めにして勢ひ其精確を他年に期せざる可からず又明治年間に人口増加の殊に著しきは明治以前に於ける増加の割合極めて僅少なりしに由る蓋し其原因は交通不便の爲め屢饑饉の災厄に苦しめるのみならず兵亂の爲め食物供給の減少を來し或は國民一般に衛生思想發達せずして之か設備も整はず就中連年天然痘の猖獗を極め天壽を全うせざる者多かりしに由るも明治年間に至りて盛に種痘法を施行し之か豫防に力め一方には衛生上の不備を減少し他方には墮胎の弊風を一洗せるか如きは道德觀念の進歩に由る所にして人口の増加に影響せし所少なからざる可し

Table with columns: 日本紀元, 御代, 年, 號, 人口, 増加人口, 平均一年の増加人口. Rows list years from 1800 to 1900 with corresponding population and growth data.

◎人口男女別 我邦人口男女別連年の調査數は明治三十六年以て往明治五年迄溯る事を得乃ち其間三十餘年の調査を通覽するに人口は逐年増加し來り殊に近年に至り著しき繁殖を見るも男女の割合には多く變動を生せずして男子は常に女子の數に超過せり之を歐洲諸國に比すれば男女の割合全く顛倒し吾邦にては女百人に付男百五人餘に當れるも歐洲にては男子の數女子の數に及ばざる所多し今試みに本邦總人口中明治三十四年の計數に依りて其の比較割合を擧ぐれば女四十九人二六に對する男五十八七四にして之か生産割合は男五十一人二五、女四十八八七五にして男子特に多數なるも總人口現存數に至りては男子割合に少しは是れ男子には幼時の死亡者多きに由るなる可し而して更に死産に於ける男女の比例を見るに死産百人に付男子五十二八五五、女子四十七八四四にして男子死産の超過數は生産に於けるよりも甚だ多し又更に一歳より五歳に至る男女幼年者の死亡を見るに死亡百人に付男五十二人六一、女四十七人三九に當る即ち幼時の死亡に在りても男子多數なるか如し從來年齢別男女死亡の割合に就ては精細なる觀察を下せるもの無きも之か研究に關しては充分の價値

表(一)は減少せしものは推定人口なり

Table with columns: 年次, 調査月日, 男, 女, 合計, 較累年増加. Rows list years from 1875 to 1900 with population and growth data.

年次	調査月日	人口		合計	累年増加
		男	女		
明治三十二年	十二月廿一日	二,三三〇,九八二	二,一九三,五九八	四,五二四,五八〇	五〇六,六四〇
同三十三年	十二月廿一日	二,三六七,八三三	二,二〇七,七三三	四,五七五,五六六	五〇八,九八六
同三十四年	十二月廿一日	二,四〇七,九一五	二,一五〇,八四〇	四,五五八,七五五	五〇〇,一九〇
同三十五年	十二月廿一日	二,四四七,九七五	二,一八七,九一〇	四,六三五,八八五	五〇七,一三〇
同三十六年	十二月廿一日	二,四八七,〇三六	二,二二七,九七〇	四,七一五,〇〇六	五〇七,九二〇
同三十七年	十二月廿一日	二,五二七,〇九七	二,二六八,〇三〇	四,七九五,一二七	五〇八,〇三〇
同三十八年	十二月廿一日	二,五六七,一五八	二,三〇八,〇八四	四,八七五,二四二	五〇八,一〇四
同三十九年	十二月廿一日	二,六〇七,二一九	二,三四八,一三〇	四,九五五,四四九	五〇八,一七五
同四十年	十二月廿一日	二,六四七,二八〇	二,三八八,一八〇	五,〇三五,四六〇	五〇八,二四六
同四十一年	十二月廿一日	二,六八七,三三〇	二,四二八,二三〇	五,一三五,五六〇	五〇八,三一七
同四十二年	十二月廿一日	二,七二七,三八〇	二,四六八,二八〇	五,一九五,五六〇	五〇八,三八八
同四十三年	十二月廿一日	二,七六七,四三〇	二,五〇八,三三〇	五,二七五,七六〇	五〇八,四五九
同四十四年	十二月廿一日	二,八〇七,四八〇	二,五四八,三八〇	五,三六五,八六〇	五〇八,五三〇
大正元年	十二月廿一日	二,八四七,五三〇	二,五八八,四三〇	五,四三五,九六〇	五〇八,六〇〇

◎本籍及現住人口地方別 明治四十一年十二月三十一日調査は左の如し但本籍人口には無籍在監人を算入す

地方	本籍人口		合計	現住戸数	甲種現住人口	
	男	女			男	女
東京	九七七,七三〇	九三六,八〇〇	一,九一四,五三〇	一六七,一四〇	一六七,一四〇	一六七,一四〇
神奈川	四七三,三三〇	四三二,四〇〇	九〇五,七三〇	七三,七三〇	七三,七三〇	七三,七三〇
埼玉	四三二,四〇〇	四〇一,五〇〇	八三四,九〇〇	六八,九〇〇	六八,九〇〇	六八,九〇〇
千葉	三九一,五〇〇	三六〇,六〇〇	七五二,一〇〇	六三,〇〇〇	六三,〇〇〇	六三,〇〇〇
茨城	三五〇,六〇〇	三一九,七〇〇	七〇〇,三〇〇	五八,〇〇〇	五八,〇〇〇	五八,〇〇〇
栃木	三〇九,七〇〇	二七八,八〇〇	五八八,五〇〇	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇
群馬	二六八,八〇〇	二三八,九〇〇	五五七,七〇〇	四六,〇〇〇	四六,〇〇〇	四六,〇〇〇
長野	二二七,九〇〇	二一八,〇〇〇	四四五,九〇〇	三七,〇〇〇	三七,〇〇〇	三七,〇〇〇
山梨	一八七,〇〇〇	一七八,一〇〇	三六五,一〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
静岡	一四六,一〇〇	一三七,二〇〇	二八三,三〇〇	二三,〇〇〇	二三,〇〇〇	二三,〇〇〇
愛知	一〇五,二〇〇	一〇〇,三〇〇	二〇五,五〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇
三重	六四,三〇〇	六〇,四〇〇	一二四,七〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
滋賀	二三,四〇〇	二二,五〇〇	四五,九〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
福井	一二,五〇〇	一二,六〇〇	二五,一〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
石川	二,六〇〇	二,七〇〇	五,三〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
富山	一,七〇〇	一,八〇〇	三,五〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
新潟	八〇,〇〇〇	七九,一〇〇	一五九,一〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
福島	七九,二〇〇	七八,三〇〇	一五七,五〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
宮城	七八,四〇〇	七七,五〇〇	一五五,九〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
山形	七七,六〇〇	七六,七〇〇	一五四,三〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
北九州	一,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
本州	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一九,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
中州	一,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
本州	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一九,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
北九州	一,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇

◎戸數及現住人口 明治五年以來は左の如し但本籍人口は乙種人口其他は甲種人口なり

年次	戸數	人口		合計
		男	女	
明治五年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同九年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同十五年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同二十年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同二十五年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同三十年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同三十五年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同四十年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同四十五年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同五十年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
大正元年	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

◎乙種現住人口 大正元年十二月三十一日調査は左の如し

地方	乙種現住人口		合計
	男	女	
東京	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
神奈川	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
埼玉	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
千葉	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
茨城	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
栃木	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
群馬	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
長野	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
山梨	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
静岡	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
愛知	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
三重	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
滋賀	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
福井	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
石川	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
富山	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
新潟	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
福島	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
宮城	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
山形	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
北九州	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
本州	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
中州	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
本州	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
北九州	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

甲種現在人口は市町村現在人口の積算より得たるものにして之を同年本籍人口

◎人口の疎密 明治四十一年十二月三十一日調は左の如し但人口は本籍人なり

地方	人口		平均一里の人口
	男	女	
九州	4,750,000	4,750,000	1,187.5
福分	2,100,000	2,100,000	1,050.0
熊本	1,100,000	1,100,000	550.0
大分	1,000,000	1,000,000	500.0
宮崎	1,000,000	1,000,000	500.0
鹿兒島	1,000,000	1,000,000	500.0
沖繩	1,000,000	1,000,000	500.0
北海道	1,000,000	1,000,000	500.0
北支	1,000,000	1,000,000	500.0
東支	1,000,000	1,000,000	500.0
西支	1,000,000	1,000,000	500.0
南支	1,000,000	1,000,000	500.0
本州	1,000,000	1,000,000	500.0
中支	1,000,000	1,000,000	500.0
北支	1,000,000	1,000,000	500.0
東支	1,000,000	1,000,000	500.0
西支	1,000,000	1,000,000	500.0
南支	1,000,000	1,000,000	500.0
計	1,000,000	1,000,000	500.0

◎人口族籍別 華、士族、平民の別は封建制度より來り明治二十六年六月十七日を以て公卿諸侯の稱を廢し華族の稱を賜ひ其家臣を士族とせられしに起る士族は古の所謂武士にして彼の封建時代の大名或は貴人の隷屬者として相當の地域或は世襲の俸祿を給せられたる者にして平民は即ち元の農工商等なり今日に於ては士族と平民とは唯名稱を異にせるのみにして其間別に特種の階級あるにあらず然れとも此士族なるものは今日日本文明の原動力となり中心となりたる者なり而して其先皆

族籍	人口		平均一里の人口
	男	女	
華族 <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>500.0</td>	1,000,000	1,000,000	500.0
士族 <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>500.0</td>	1,000,000	1,000,000	500.0
平民 <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>500.0</td>	1,000,000	1,000,000	500.0
棄兒 <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>500.0</td>	1,000,000	1,000,000	500.0
無籍在監人 <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>500.0</td>	1,000,000	1,000,000	500.0
計	1,000,000	1,000,000	500.0

懐悼死を顧みざる義烈の士にして一旦事あるや干戈を執りて難局に當れる者となす固より各地方に依り其人情性格を異にせりと雖も廉潔節操を重んじ各時代を通して文武兩道を講究し本邦精神的教育の鼓吹者たりし者にして明治維新の際全國各地方より交々相呼應し百難を排して大義を唱へ維新の大業に翼賛せし者は主として此民族を多しとす近時世態人情一變し四民皆な封建時代の陋習を脱して等しく文明の新光に浴すと雖も尙ほ其形式的文明の外に古來の武士的精神を存する者は蓋し此民族に於て見る可きもの多し又彼の封建の時代に在りて平民の祖先は其領主の下に多くは生産的事業を執り各自領主の賦課に應じ以て其安寧を託せるの民なり然れとも間々武門に生れ志を得、零落の餘平民の班に入りて其業を共にせるあり或は農工にして時に武門に入るものあり

今左に掲ぐる表中最近三十年間に於て士族たる者他の民族に比し増加の割合殊に著しきは復籍者等多きに因る又棄兒數の人口増加に比して割合に減少したると墮胎の漸次減少せる等は一は道徳の進歩に淵源すと雖も亦人民生活の程度稍や上進せしに由る可し

◎人口動態 本籍人生産男女別明治五年以來は左の如し

年次	出生		死亡		合計
	男	女	男	女	
明治五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同五十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同五十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同六十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同六十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同七十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同七十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同八十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同八十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同九十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同九十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同百零年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

◎年齢別人口 明治四十一年十二月三十一日現在は左の如し

年齢	人口		合計	女百に對する男の千分比例
	男	女		
六十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
五十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
四十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
三十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
二十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
十歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
五歳以上	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100.0

◎本籍有配偶者及無配偶者年齢別 明治四十一年十二月三十一日現在は左の如し

年齢	有配偶者		無配偶者		合計
	男	女	男	女	
六十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
五十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
四十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
三十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
二十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
十歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
五歳以上	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000

◎生産及死産地方別 明治四十二年分は左の如し

地方	出生		死亡		合計
	男	女	男	女	
東京	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
京都	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
大阪	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
神奈川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
兵庫	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
長崎	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
新潟	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
埼玉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000

地方	生		産		死		不詳	
	男	女	男	女	男	女	男	女
香川	1,325,454	1,177,323	26,076	1,151,347	1,050	1,133	7	2,170
徳島	1,212,100	1,121,255	24,779	1,196,321	1,084	1,133	6	2,210
和歌山	1,128,287	1,177,925	28,779	1,199,108	1,084	1,133	6	2,210
山口	1,400,766	1,400,766	28,779	1,429,545	1,084	1,133	6	2,210
広島	2,511,111	2,421,255	28,779	2,492,332	1,084	1,133	6	2,210
岡山	1,897,925	1,807,070	28,779	1,925,844	1,084	1,133	6	2,210
島根	1,062,366	1,011,411	28,779	1,083,587	1,084	1,133	6	2,210
鳥取	669,925	618,970	28,779	690,744	1,084	1,133	6	2,210
富山	1,501,411	1,450,456	28,779	1,572,635	1,084	1,133	6	2,210
石川	1,450,456	1,400,000	28,779	1,471,675	1,084	1,133	6	2,210
福井	1,160,000	1,110,000	28,779	1,181,675	1,084	1,133	6	2,210
秋田	1,680,000	1,630,000	28,779	1,701,675	1,084	1,133	6	2,210
山形	1,770,000	1,720,000	28,779	1,791,675	1,084	1,133	6	2,210
青森	1,580,000	1,530,000	28,779	1,601,675	1,084	1,133	6	2,210
岩手	1,490,000	1,440,000	28,779	1,511,675	1,084	1,133	6	2,210
福島	1,940,000	1,890,000	28,779	1,961,675	1,084	1,133	6	2,210
宮城	1,670,000	1,620,000	28,779	1,691,675	1,084	1,133	6	2,210
長野	2,310,000	2,260,000	28,779	2,331,675	1,084	1,133	6	2,210
岐阜	1,850,000	1,800,000	28,779	1,871,675	1,084	1,133	6	2,210
滋賀	1,150,000	1,100,000	28,779	1,171,675	1,084	1,133	6	2,210
山梨	1,150,000	1,100,000	28,779	1,171,675	1,084	1,133	6	2,210
静岡	2,550,000	2,500,000	28,779	2,571,675	1,084	1,133	6	2,210
愛知	3,330,000	3,280,000	28,779	3,351,675	1,084	1,133	6	2,210
三重	1,850,000	1,800,000	28,779	1,871,675	1,084	1,133	6	2,210
奈良	1,000,000	950,000	28,779	1,021,675	1,084	1,133	6	2,210
和歌山	1,100,000	1,050,000	28,779	1,121,675	1,084	1,133	6	2,210
徳島	1,200,000	1,150,000	28,779	1,221,675	1,084	1,133	6	2,210
香川	1,300,000	1,250,000	28,779	1,321,675	1,084	1,133	6	2,210
合計	48,700,000	47,200,000	2,800,000	48,900,000	2,000,000	2,100,000	7	4,100,000

死亡者累年 明治五年以来は左の如し 但幸は男女不詳の者を算入

年次	男		女		合計	
	男	女	男	女	男	女
明治五年	2,080,925	1,973,212	4,054,137	1,054,616	5,108,753	1,109,232
同十年	3,373,733	2,955,774	6,329,507	1,098,616	7,428,123	1,181
同十五年	3,961,111	3,321,230	7,282,341	1,074,111	8,356,452	1,181
同二十年	3,861,111	3,673,212	7,534,323	1,051,111	8,585,434	1,181
同二十五年	4,521,212	4,341,111	8,862,323	1,039,111	9,901,434	1,181
同三十年	4,521,212	4,341,111	8,862,323	1,039,111	9,901,434	1,181
同三十五年	4,861,111	4,731,212	9,592,323	1,039,111	10,631,434	1,181

死亡者地方別 明治四十二年分は左の如し

地方	男		女		合計
	男	女	男	女	
東京	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
京都	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
大阪	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
神奈川	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
兵庫	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
長崎	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
新潟	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
群馬	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
千代田	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
茨城	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
栃木	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
群馬	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
山梨	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
静岡	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
愛知	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
三重	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
奈良	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
和歌山	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
徳島	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
香川	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
合計	10,000,000	9,500,000	19,500,000	10,000,000	29,500,000

死亡者年齢大別 明治三十八年以來は左の如し 但幸は男女不詳のものなり

年齢	男		女		合計
	男	女	男	女	
満十歳以下	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
満十歳以上	1,187,000	1,110,000	2,297,000	1,187,000	3,484,000
合計	2,374,000	2,220,000	4,594,000	2,374,000	6,968,000

◎死亡者死因病類別の六 明治三十四年以來は左の如し

年次	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
明治三十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

◎死亡者死因病類別の六 明治三十四年以來は左の如し

年次	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
明治三十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

◎死亡者死因病類別の七 明治三十四年以來は左の如し

年次	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
明治三十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

◎死亡者死因病類別の八 明治三十四年以來は左の如し

年次	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
明治三十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

◎死亡者職業別 明治四十二年分は左の如し

表中は男女不詳のものなり

職業	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年
農業、牧畜、養蠶等	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
漁業及製鹽業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
鑛業及冶金業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
石灰及石油の採掘及精製業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
土石類の採取及製造業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
金屬に關する製造業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
機械器具製造業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
化學的製品及類似品製造業	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

◎本籍人結婚離婚及配偶數 明治二十年以來は左の如し

表中は男女の別及有業無業の別とも不詳のものなり

年次	結婚	離婚	配偶數	未結	未離	未配	未未
明治二十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十三年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同二十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十三年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十四年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十五年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十六年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十七年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十八年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同三十九年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十一年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
同四十二年	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169

現在人結婚及離婚地方別 明治四十二年分は左の如し

Table showing marriage and divorce statistics by prefecture for Meiji 42. Columns include location (地方), marriages (結婚), and divorces (離婚). Rows list various prefectures like 東京, 大阪, 京都, etc.

現住戸口並に衆議院議員及府縣會議員有選舉權者地方別最 近調は左の如し

Table showing current household population and eligible voters for the Diet and local assemblies by prefecture. Columns include location (地方), population (現住人口), and number of eligible voters (衆議院議員有選舉權者).

正元年九月の選舉當時に於ける調なり但府縣會議員有選舉權者の島根縣は 明治四十三年二月佐賀縣は同四十二年三月沖繩縣は同四十二年五月の調査なり

Main table showing population and household statistics by prefecture. Columns include location (地方), population (人口), and households (戸口). Rows list prefectures like 福島, 青森, 山形, etc.

部	人口	部	人口	部	人口	部	人口
大和郡山	一四九八八	羽後土崎	八五五九	肥前深堀	一一一六三	羽後横手	八二六九
相模小田原	一三七一〇	越中魚津	一〇〇九八	肥前阿久根	一〇、九一八	播磨津波	八二八
信濃長野	六九二八	遠江濱松	一一一〇三	武蔵金川	一〇、六六〇	遠江荒井	六四三三
豐後大分	六八二一	紀伊田邊	七四八五	肥前平戸	一〇、五五八	相模鎌倉	六四二〇
伊豫今治	二二〇〇	伊勢松坂	八七八一	常陸土浦	七七八八	備前笠岡	六四一五
美濃岐阜	一〇、八〇〇	陸奥八戸	九一五八	羽後大館	七六八七	下總佐原	六四一一
武蔵品川	一〇、二九三	能登輪島	七、一〇六	出雲杵築	七、五九〇	越前勝山	六三六六
讃岐丸龜	一三、八七五	能登大垣	一〇、二五八	肥後牛深	七、六八七	近江膳所	六三七一
豐前中津	一一、五三八	羽後能代	九、一七四	豐前小倉	七、四九四	備中倉敷	六三三七
伊豫宇和島	一一、二〇九	加賀大聖寺	九、四一六	下總四日市	九、七二二	備前高砂	六三三五
武蔵八王子	七、六七五	越前坂井	九、〇四四	加賀金石	九、三三三	備前高砂	六三三五
上野前橋	一五、〇六三	攝津天王寺	一六、五六一	下總古河	九、三三三	備前高砂	六三三五
伊豆上野	一一、三三八	信濃上田	六、〇一九	肥前大村	九、二八四	越前小千谷	六、二二九
佐渡相川	一一、二六三	駿河静岡	三、一五五	肥前江刺	九、一五八	越前小千谷	六、二二九
越後柏崎	一四、〇八一	陸前石巻	一〇、三二五	紀伊新宮	九、〇七三	越前小千谷	六、二二九
豐後日杵	一〇、七三三	薩摩加世田	三、一五五	丹後舞鶴	九、〇五二	備前小千谷	六、二二九
周防徳山	六、九九五	薩摩鹿籠	二、四九二	越前大野	九、〇〇七	備前小千谷	六、二二九
周防青森	一〇、九五五	薩摩谷山	二、〇八七	上野飯林	八、九四四	備前小千谷	六、二二九
周防岩國	一、六八四	肥前島原	一、八六八	信濃飯田	八、八五二	備前小千谷	六、二二九
駿河沼津	一〇、六八四	薩摩出水	一、七五七	越後出雲崎	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
三河豊橋	七、五〇六	肥前福江	一、七六四	對馬嚴原	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
越前武生	九、四一六	越後村上	一、七四四	肥前富江	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
丹後宮津	九、三九八	大隅國府	一、七四四	薩摩宮之城	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
伯耆米子	一〇、二二七	北海郡山	一、六〇九	備後三原	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
加賀小松	九、九七〇	下野加沼	一、五〇六	羽後新庄	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
周防山口	九、二七九	薩摩川内	一、四四九	常陸那珂	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
越後三條	七、六八九	日向宮崎	一、二九二	能登七尾	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九
攝津西宮	八、六九九	薩摩宿	一、一五八	越中水見	八、八五〇	備前小千谷	六、二二九

◎都會人口の二 明治十二年、同十三年及同十四年分は左の如し

都	明治十二年	同十三年	同十四年	部	明治十二年	同十三年	同十四年
東京	一、四九八、八	一、五〇六、六	一、五〇六、六	大和郡山	一、四九八、八	一、五〇六、六	一、五〇六、六
大阪	一、三二〇、八	一、三二〇、八	一、三二〇、八	相模小田原	一、三二〇、八	一、三二〇、八	一、三二〇、八
京都	一、二二〇、八	一、二二〇、八	一、二二〇、八	信濃長野	一、二二〇、八	一、二二〇、八	一、二二〇、八
名古屋	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	豐後大分	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八
神戸	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	伊豫今治	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八
横濱	九〇〇、八	九〇〇、八	九〇〇、八	美濃岐阜	九〇〇、八	九〇〇、八	九〇〇、八
福岡	八〇〇、八	八〇〇、八	八〇〇、八	武蔵品川	八〇〇、八	八〇〇、八	八〇〇、八
札幌	七〇〇、八	七〇〇、八	七〇〇、八	讃岐丸龜	七〇〇、八	七〇〇、八	七〇〇、八
仙台	六〇〇、八	六〇〇、八	六〇〇、八	豐前中津	六〇〇、八	六〇〇、八	六〇〇、八
新潟	五〇〇、八	五〇〇、八	五〇〇、八	伊豫宇和島	五〇〇、八	五〇〇、八	五〇〇、八
金沢	四〇〇、八	四〇〇、八	四〇〇、八	武蔵八王子	四〇〇、八	四〇〇、八	四〇〇、八
盛岡	三〇〇、八	三〇〇、八	三〇〇、八	上野前橋	三〇〇、八	三〇〇、八	三〇〇、八
水戸	二〇〇、八	二〇〇、八	二〇〇、八	伊豆上野	二〇〇、八	二〇〇、八	二〇〇、八
宇都宮	一〇〇、八	一〇〇、八	一〇〇、八	佐渡相川	一〇〇、八	一〇〇、八	一〇〇、八
東京	一、四九八、八	一、五〇六、六	一、五〇六、六	越後柏崎	一、四九八、八	一、五〇六、六	一、五〇六、六
大阪	一、三二〇、八	一、三二〇、八	一、三二〇、八	豐後日杵	一、三二〇、八	一、三二〇、八	一、三二〇、八
京都	一、二二〇、八	一、二二〇、八	一、二二〇、八	周防徳山	一、二二〇、八	一、二二〇、八	一、二二〇、八
名古屋	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	周防青森	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八	一、一〇〇、八
神戸	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	周防岩國	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八	一、〇〇〇、八
横濱	九〇〇、八	九〇〇、八	九〇〇、八	駿河沼津	九〇〇、八	九〇〇、八	九〇〇、八
福岡	八〇〇、八	八〇〇、八	八〇〇、八	三河豊橋	八〇〇、八	八〇〇、八	八〇〇、八
札幌	七〇〇、八	七〇〇、八	七〇〇、八	越前武生	七〇〇、八	七〇〇、八	七〇〇、八
仙台	六〇〇、八	六〇〇、八	六〇〇、八	丹後宮津	六〇〇、八	六〇〇、八	六〇〇、八
新潟	五〇〇、八	五〇〇、八	五〇〇、八	伯耆米子	五〇〇、八	五〇〇、八	五〇〇、八
金沢	四〇〇、八	四〇〇、八	四〇〇、八	加賀小松	四〇〇、八	四〇〇、八	四〇〇、八
盛岡	三〇〇、八	三〇〇、八	三〇〇、八	周防山口	三〇〇、八	三〇〇、八	三〇〇、八
水戸	二〇〇、八	二〇〇、八	二〇〇、八	越後三條	二〇〇、八	二〇〇、八	二〇〇、八
宇都宮	一〇〇、八	一〇〇、八	一〇〇、八	攝津西宮	一〇〇、八	一〇〇、八	一〇〇、八

表*は兼務△は臺灣人×は技手なり

◎本邦在留各國大使館公使館及領事館人員 明治四十四年十二月三十一日現在及累年は左の如し但*は兼務なり

年次	使館人員	領事人員	合計	本年中外受取人員	本邦人	外國人
明治十年	1	1	2	1,014	1	509
同十五年	5	1	6	1,274	6	635
同二十年	5	1	6	1,726	6	750
同二十五年	10	1	11	1,726	11	983
同三十年	12	1	13	1,901	13	1,053
同三十五年	12	1	13	1,901	13	1,053
同四十年	12	1	13	1,901	13	1,053
同四十二年	12	1	13	1,901	13	1,053
同四十四年	12	1	13	1,901	13	1,053

現時不在の者は表中に算入せず○大使館公使館員の家族は調査なきを以て之を○

◎渡航地及目的別外國旅券下付人員 明治四十四年及累年は左の如し

國別	公用	修學	商用	漁業	雜業	移民	合計
支那	1	1	1	1	1	1	6
暹羅	1	1	1	1	1	1	6
英領香港	1	1	1	1	1	1	6
英領印度	1	1	1	1	1	1	6
英領緬甸	1	1	1	1	1	1	6
英領西貢	1	1	1	1	1	1	6
英領暹羅	1	1	1	1	1	1	6
英領馬來	1	1	1	1	1	1	6
英領菲律賓	1	1	1	1	1	1	6
英領東印度	1	1	1	1	1	1	6
英領爪哇	1	1	1	1	1	1	6
英領蘇門答臘	1	1	1	1	1	1	6
英領荷屬東印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬西印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬北印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬中印度	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南亞細亞	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東亞細亞	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南太平洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東太平洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南大西洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東大西洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南印度洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東印度洋	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南非洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東非洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南歐洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東歐洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南美洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東美洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南北美洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東北美洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南大洋洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東大洋洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬南極洲	1	1	1	1	1	1	6
英領英屬東極洲	1	1	1	1	1	1	6

明治四十二年以前は職業の分類を異にせり次の如し

◎外國在留本邦人男女及職業別 明治四十四年十二月三十一日調は左の如し

年次	公用	修學	商用	漁業	雜業	移民	合計
明治十年	1	1	1	1	1	1	6
同十五年	1	1	1	1	1	1	6
同二十年	1	1	1	1	1	1	6
同二十五年	1	1	1	1	1	1	6
同三十年	1	1	1	1	1	1	6
同三十五年	1	1	1	1	1	1	6
同四十年	1	1	1	1	1	1	6
同四十二年	1	1	1	1	1	1	6
同四十四年	1	1	1	1	1	1	6

國名	南亞爾然丁		秘露		加利米亞		大洋洲		南洋群島		及比律賓		及澳洲		總計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
英國	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
美國
日本
總計

本表は在外大使館、公使館及領事館へ届出てたる材料に據る調査にして外國在留本邦人を網羅したるものにあらず此の他尙ほ外務省へ報告未済のものあり○本表の外瓜哇在留人男子五千八百八十人あるも職業の調査なきを以て亦朝鮮露海在籍人も本表に包含せず○は男女の區別なきものを合算したるものなり

◎本邦在留外國人國籍別 明治四十三年十二月三十一日現在
は左の如し

國籍	男	女	合計
英國
美國
日本
總計

◎外國渡來旅客國籍及上陸港別 明治四十五年及大正元年に本邦へ渡來したる外國旅客の國籍及上陸港を掲ぐれば左の如し但大藏省の調査に依る

國籍	上陸港	明治四十五年	大正元年
英國
美國
日本
總計

國籍	一月		二月		三月		四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
英國
美國
日本
總計

◎外國渡來旅客國籍及月別 明治四十五年、大正元年中本邦へ渡來したる外國旅客の國籍及月別を掲ぐれば左の如し

國籍	男	女	合計
英國
美國
日本
總計

○宗教

日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す現今宗教は神道、佛教及耶蘇教なり

神道は神宮教、大社教、扶桑教、實行政教、黒住教、修成派、大成教、神習教、御嶽教、禊教、神理教、金光教の十二教派なり

佛道は天台宗に寺門派、眞盛派、眞言宗に高野派、御室派、大覺寺派、醍醐派、新義眞言宗智山派、新義眞言宗豊山派、律宗、眞言律宗、淨土宗に西山派、臨濟宗に天龍寺派、相國寺派、建仁寺派、南禪寺派、妙心寺派、建長寺派、東福寺派、大徳寺派、圓覺寺派、永源寺派、眞宗に本願寺派、大谷派、高田派、木邊派、眞正派、佛光寺派、出雲路派、山元派、誠照寺派、三門徒派、日蓮宗に富士派、不受不施派、不受不施講門派、顯本法華宗、本門宗、本門法華宗、法華宗、本妙法華宗なり又宗派の區別なき者は曹洞宗、黃檗宗、時宗、融通念佛宗、法相宗、華嚴宗等なり

◎社寺及神官住職 明治十年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

Table with columns: 年次 (Year), 府縣社 (Prefecture/City), 合計 (Total), 境外無格社 (Overseas Unqualified), 神官寺院佛境外住職 (Priests/Temples/Buddhist Monasteries/Overseas Residing Clergy). Rows for years 1900-1904.

Table with columns: 種別 (Category), 明治四十二年同 (Meiji 42), 明治四十三年 (Meiji 43). Rows for various religious categories like 神宮, 官幣大社, etc.

Table with columns: 種別 (Category), 明治四十二年同 (Meiji 42), 明治四十三年 (Meiji 43). Rows for 宗別 (Religious Sects) like 天台宗, 眞言宗, etc.

本表の外一寺にして二以上の宗派に兩屬のもの明治四十二年及同四十三年に各四十九あり○住職には副住職をも含む

◎神佛管長教師及生徒 明治四十三年十二月三十一日調及累年は左の如し

Table with columns: 宗道 (Religion), 管長 (Superior), 教師 (Teacher), 非教師 (Non-Teacher), 男生 (Male Students), 女生 (Female Students), 合計 (Total). Rows for various religions like 神道, 天竺教, etc.

Table with columns: 種別 (Category), 明治四十二年同 (Meiji 42), 明治四十三年 (Meiji 43). Rows for 天竺公教 (Hinduism), 日本基督教 (Japanese Christianity), etc.

◎寺院及住職地方別 明治四十二年及同四十三年十二月三十一日調は左の如し

地方	明治四十二年										同四十三年									
	神	社	神職	地	本州	四州	北州	九州	中州	本州	神	社	神職	地	本州	四州	北州	九州	中州	本州
本州	1802	118	1183	1100	2607	257	187	1155	1155	1802	118	1183	1100	2607	257	187	1155	1155		
四州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
北州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
九州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
本州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

◎神佛道以外の宗教用會堂講義所等地方別 明治四十三年十月三十一日調は左の如し

地方	明治四十三年																			
	神	社	神職	地	本州	四州	北州	九州	中州	本州										
本州	1802	118	1183	1100	2607	257	187	1155	1155	1802	118	1183	1100	2607	257	187	1155	1155		
四州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
北州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
九州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
本州	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

Table with columns for region (地方), district (區), prefecture (州), and year (年). Rows include various provinces like 北海道, 東北, 關東, etc., and a total row (合計).

表中其他ノ欄ハ布美教會、同盟教會、同胞教會、福音路帖、普及福音教會、宇宙神教會、友會、基督教會、クリスチャン、セブンスデー、アドヴェンチスト、メソヂアン、アライアンス、シヤパン、アライアンス、クリスチャン、エンド、ミシヨナリ、アライアンス、日本同仁基督教會、ヘブナババ教會及其他的教派等と無所屬とを合載せしものなり

○教育

教育學藝に關する事務は文部大臣の管理にして文部省中に專門學務局、普通學務局、實業學務局ありて諸學校、圖書館、博物館、天文臺、氣象臺其他に關する事務を管掌せり凡そ兒童滿六歲に達せし翌月より滿十四歲に至る滿八箇年を學齡とし學齡兒童保護者は其始期より終期に至るまで學齡兒童を就學せしむる義務を負ふものとす

○教育勅語 明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を賜ふ左の如し 朕惟ふに我皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

斯の道は實に我皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すへき所之を古今に通じて謬らざるを中外に施して恃らず朕爾臣民と俱に眷々服膺して成其徳を一にせんことを庶幾

○學校教員及生徒等 本表學校數明治六年以來同十九年迄は概して累年増加せしも同二十年に至り學校制度を改正し其小

Table with columns for year (年), school count (學校), teachers (教員), students (學生), graduates (卒業), and other categories. Rows list years from 明治六年 to 同十三年度.

Table with columns for category (種別), gender (性別), and year (年). Rows include '既に就學' and '未だ就學の始期に達せざる者' with sub-columns for male and female.

に達せざる者とは其年學年の初月に於て六歳一箇月の年齢に達せざる児童なり
○幼稚園數、保母及幼兒男女別 明治三十八年度以來は左の如し

Table with columns for age groups (幼、保、種) and years (明治三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八年度). Rows show counts for boys and girls, and totals.

表申幼兒は年度内三月一日調數及保母は同三月三十一日調なり
○學齡兒童中盲啞者男女別 明治四十一年以來毎年三月三十一日調は左の如の但しXは盲にして且啞なるものなり

Table with columns for school types (小學校、官立、公立、私立) and years (明治四十一年度、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年). Rows show counts for blind and deaf students.

○全國諸學校の一官公立學校教員明治四十三年度及累年は左の如し

Table with columns for school types (小學校、官立、公立、私立) and years (明治四十一年度、四十二年、四十三年、四十一年度、三十九年度、三十八年度). Rows show counts for various school types and staff.

○全國諸學校の二官公立學生生徒及兒童、卒業者明治四十二年並累年は左の如し

○官公立小學校及教員地方別 明治四十三年度末調は左の如し但し官立は官立なり

Table with columns for school types (高等女學校、高等學校、帝國大學、專門學校、實業學校、各種學校) and years (明治四十一年度、四十二年、四十三年、四十一年度、三十九年度、三十八年度). Rows show counts for various school types and staff.

Table with columns for regions (東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、長野、山梨、静岡、愛知、岐阜、滋賀、福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、岩手、青森) and years (明治四十一年度、四十二年、四十三年、四十一年度、三十九年度、三十八年度). Rows show counts for various school types and staff.

地 方	北 本 州		中 州		西 州		四 國 區		本 州		尋 常 科 及 高 等 科 同 上 の 内												
	北 本 州		中 州		西 州		四 國 區		本 州														
	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科													
北 本 州	鹿 島 取	宮 崎 縣	大 分 縣	熊 本 縣	福 岡 縣	佐 賀 縣	長 門 縣	高 知 縣	愛 媛 縣	香 川 縣	徳 島 縣	島 田 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	奈 良 縣	大 阪 府	京 都 府	北 本 州 計	尋 常 科 及 高 等 科	
中 州	群 馬 縣	栃 木 縣	茨 城 縣	千 葉 縣	埼 玉 縣	神 奈 川 縣	東 京 府	西 州	鳥 取 縣	島 根 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	奈 良 縣	大 阪 府	京 都 府	中 州 計	尋 常 科 及 高 等 科			
西 州	鳥 取 縣	島 根 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	奈 良 縣	大 阪 府	京 都 府	西 州 計	尋 常 科 及 高 等 科											
四 國 區	高 知 縣	愛 媛 縣	香 川 縣	徳 島 縣	四 國 區 計	尋 常 科 及 高 等 科																	
本 州	鳥 取 縣	島 根 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	奈 良 縣	大 阪 府	京 都 府	本 州 計	尋 常 科 及 高 等 科											
計	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科

◎官公私立小學校生徒 明治十年以來每年年末或は年度末調は左の如し

年 次	尋 常 科	高 等 科	合 計	同 上 の 内
	男	女	男	女
明治十年	一三九八二	一七三三	一五七一五	一三九八二
明治十一年	一四九七三	一九三三	一六九〇六	一四九七三
明治十二年	一六〇六四	二〇三三	一八〇九七	一六〇六四
明治十三年	一七一五五	二一三三	一九二八八	一七一五五
明治十四年	一八二四六	二二三三	二〇四七九	一八二四六
明治十五年	一九三三七	二三三三	二一七〇〇	一九三三七
明治十六年	二〇四二八	二四三三	二二八六二	二〇四二八
明治十七年	二一五一九	二五三三	二六七五二	二一五一九
明治十八年	二二六一〇	二六三三	二七九四三	二二六一〇
明治十九年	二三七一	二七三三	二九四八四	二三七一
明治二十年	二四八二	二八三三	三〇六五五	二四八二
明治二十一年	二五九三	二九三三	三一八六六	二五九三
明治二十二年	二七〇四	三〇三三	三三三〇七	二七〇四
明治二十三年	二八一五	三一三三	三四四八八	二八一五
明治二十四年	二九二六	三二三三	三五七〇九	二九二六
明治二十五年	三〇三七	三三三三	三六九四〇	三〇三七
明治二十六年	三一三八	三四三三	三八一八一	三一三八
明治二十七年	三二四九	三五三三	三九四二〇	三二四九
明治二十八年	三三六〇	三六三三	四〇七九三	三三六〇
明治二十九年	三四七一	三七三三	四二二六六	三四七一
明治三十年	三五八二	三八三三	四三七三九	三五八二
明治三十一年	三六九三	三九三三	四五二一二	三六九三
明治三十二年	三八〇四	四〇三三	四六六八五	三八〇四
明治三十三年	三九一五	四一三三	四八一五八	三九一五
明治三十四年	四〇二六	四二三三	四九六三二	四〇二六
明治三十五年	四一三七	四三三三	五一一〇五	四一三七
明治三十六年	四二三八	四四三三	五二五七八	四二三八
明治三十七年	四三九九	四五三三	五四〇五二	四三九九
明治三十八年	四五〇〇	四六三三	五五五二六	四五〇〇
明治三十九年	四六一一	四七三三	五七〇〇〇	四六一一
明治四十年	四七二二	四八三三	五八四七四	四七二二
明治四十一年	四八三三	四九三三	五九九四八	四八三三
明治四十二年	四九四四	五〇三三	六一四二二	四九四四
明治四十三年	五〇五五	五一三三	六二八九六	五〇五五
明治四十四年	五一六六	五二三三	六三九三〇	五一六六
明治四十五年	五二七七	五三三三	六五四〇四	五二七七
明治四十六年	五三七八	五四三三	六六八七八	五三七八
明治四十七年	五四八九	五五三三	六八三五二	五四八九
明治四十八年	五六〇〇	五六三三	六九八二六	五六〇〇
明治四十九年	五七一	五七三三	七一二〇〇	五七一
明治五十年	五八二二	五八三三	七二六七四	五八二二
明治五十一年	五九三三	五九三三	七四一四八	五九三三
明治五十二年	六〇四四	六〇三三	七五六二二	六〇四四
明治五十三年	六一五五	六一三三	七七〇九六	六一五五
明治五十四年	六二六六	六二三三	七八五七〇	六二六六
明治五十五年	六三七七	六三三三	八〇〇四四	六三七七
明治五十六年	六四八八	六四三三	八一五一八	六四八八
明治五十七年	六五九九	六五三三	八二九九二	六五九九
明治五十八年	六七〇〇	六六三三	八四四六六	六七〇〇
明治五十九年	六八一一	六七三三	八五九四〇	六八一一
明治六十年	六九二二	六八三三	八七四一四	六九二二
明治六十一年	七〇三三	六九三三	八八八八八	七〇三三
明治六十二年	七一四四	七〇三三	九〇三六二	七一四四
明治六十三年	七二五五	七一三三	九一八三六	七二五五
明治六十四年	七三六六	七二三三	九三三一〇	七三六六
明治六十五年	七四七七	七三三三	九四七八四	七四七七
明治六十六年	七五七八	七四三三	九六二五八	七五七八
明治六十七年	七六八九	七五三三	九七七三二	七六八九
明治六十八年	七八〇〇	七六三三	九九二〇六	七八〇〇
明治六十九年	七九一一	七七三三	一〇〇六八〇	七九一一
明治七十年	八〇二二	七八三三	一〇二一五四	八〇二二
明治七十一年	八一三三	七九三三	一〇三六二八	八一三三
明治七十二年	八二四四	八〇三三	一〇五一〇二	八二四四
明治七十三年	八三五五	八一三三	一〇六五七六	八三五五
明治七十四年	八四六六	八二三三	一〇八〇五〇	八四六六
明治七十五年	八五七七	八三三三	一〇九五二四	八五七七
明治七十六年	八六八八	八四三三	一一〇九九八	八六八八
明治七十七年	八七九九	八五三三	一二一五七二	八七九九
明治七十八年	八九〇〇	八六三三	一二三〇四六	八九〇〇
明治七十九年	九〇一一	八七三三	一二四五二〇	九〇一一
明治八十年	九一二二	八八三三	一二五九九四	九一二二

地 方	北 本 州		中 州		西 州		四 國 區		本 州		尋 常 科 及 高 等 科 同 上 の 内	
	北 本 州		中 州		西 州		四 國 區		本 州			
	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科	計	尋 常 科 及 高 等 科		
北 本 州	青 森 縣	岩 手 縣	秋 田 縣	山 形 縣	宮 城 縣	福 島 縣	新 潟 縣	北 本 州 計	尋 常 科 及 高 等 科			
中 州	富 山 縣	石 川 縣	福 井 縣	滋 賀 縣	岐 阜 縣	三 重 縣	愛 知 縣	中 州 計	尋 常 科 及 高 等 科			
西 州	鳥 取 縣	島 根 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	西 州 計	尋 常 科 及 高 等 科			
四 國 區	高 知 縣	愛 媛 縣	香 川 縣	徳 島 縣	四 國 區 計	尋 常 科 及 高 等 科						
本 州	鳥 取 縣	島 根 縣	山 口 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	兵 庫 縣	和 歌 山 縣	奈 良 縣	大 阪 府	京 都 府	本 州 計	尋 常 科 及 高 等 科
計	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科	尋 常 科 及 高 等 科

地方	官立		私立		合計	
	男	女	男	女	男	女
熊本	八、四四五	一、七六	八、一六二	九、二二五	一六、三八七	一〇、九一七
鹿島	七、四三三	一、七六	七、四三三	七、四三三	一四、八六六	一〇、九一七
宮崎	五、四六二	一、七六	五、四六二	五、四六二	一〇、九二四	一〇、九一七
大分	五、四六二	一、七六	五、四六二	五、四六二	一〇、九二四	一〇、九一七
計	九、九七三	一、七六	九、九七三	九、九七三	一九、九四六	一九、九四六
沖繩	四、九六五	一、七六	四、九六五	四、九六五	九、九三〇	九、九三〇
北海	一、五八四	一、七六	一、五八四	一、五八四	三、一六八	三、一六八
計	一、五八四	一、七六	一、五八四	一、五八四	三、一六八	三、一六八
總計	二、一五七	一、七六	二、一五七	二、一五七	四、三一四	四、三一四

◎官公私立實業學校 明治四十三年度末調及累年は左の如し

種別	官立	私立	合計
農業學校	一	一	二
水産學校	一	一	二
工業學校	一	一	二
商業學校	一	一	二
船舶學校	一	一	二
師範學校	一	一	二
商業補習學校	一	一	二
工業補習學校	一	一	二
水産補習學校	一	一	二
農業補習學校	一	一	二
其他の補習學校	一	一	二
商船補習學校	一	一	二
商業補習學校	一	一	二
工業補習學校	一	一	二
水産補習學校	一	一	二
農業補習學校	一	一	二
實業教員養成所	一	一	二
總計	一	一	二

◎官公私立小學校學級 明治二十八年以來毎年末或は年度末調は左の如し

年次	尋常		同補習科		高等		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
明治二十八年	五、四五六	一、七六	五、四五六	一、七六	九、七七六	六、七二二	一六、五〇〇	一三、四四四
同三十年	五、四九三	一、七六	五、四九三	一、七六	九、九七六	六、九三三	一六、九〇九	一三、五七七
同三十五年	七、四九六	一、七六	七、四九六	一、七六	一三、〇〇二	一〇、〇〇二	二六、〇〇四	二〇、〇〇四
同四十年	八、一三四〇	一、七六	八、一三四〇	一、七六	一三、〇〇二	一〇、〇〇二	二六、〇〇四	二〇、〇〇四
同四十一年	一〇、三八二七	一、七六	一〇、三八二七	一、七六	一三、〇〇二	一〇、〇〇二	二六、〇〇四	二〇、〇〇四
同四十二年	一〇、三〇二	一、七六	一〇、三〇二	一、七六	一三、〇〇二	一〇、〇〇二	二六、〇〇四	二〇、〇〇四
同四十三年	一、一九九六	一、七六	一、一九九六	一、七六	三、七七二	三、七七二	七、五四四	七、五四四

明治三十八年度 表中心は官立にして×は外國人なり又教員の欄に數なきものは附設學校なるを以て本校教員之を擔任せるか故なり

◎官公私立盲啞學校地方別 明治四十三年度末調及累年は左の如し

地方	官立		私立		合計	
	男	女	男	女	男	女
東京	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
神奈川	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
埼玉	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
千葉	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
茨城	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
栃木	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
群馬	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
長野	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
静岡	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
愛知	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
岐阜	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
滋賀	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
石川	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
富山	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
新潟	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
福島	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
宮城	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
山形	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
秋田	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
岩手	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
青森	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
計	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

◎師範學校 明治十年以來毎年末或は年度末調は左の如し

年次	學校	男	女	合計
明治十年	六五	七二	一五	八七
同十一年	六五	七二	一五	八七
同十二年	六五	七二	一五	八七
同十三年	六五	七二	一五	八七
同十四年	六五	七二	一五	八七
同十五年	六五	七二	一五	八七

師範學校地方別 明年四十三年度末調は左の如し

年次	學校		教員		生徒		卒業生
	男	女	合計	男	女	合計	
明治二十年	四五	五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
明治二十五年	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
同三十年	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
同三十五年	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
同四十一年度	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
同四十二年	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
同四十三年度	四七	五七	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四

本州 中區 九州 本州 西區 四國 九州 本州 北區

本州	中區	九州	本州	西區	四國	九州	本州	北區
新島	宮城	山形	秋田	岩手	青森	大宮	大宮	大宮
三	一	一	一	一	一	一	一	一

◎公立專門學校 明治十年以來每年末或は年度末調は左の如し但*は外國人なり

年次	公立	私立	合計
明治十年	一八	七	二五
同十五年	一八	七	二五
同二十年	一八	七	二五
同二十五年	一八	七	二五
同三十年	一八	七	二五
同三十五年	一八	七	二五
同四十年	一八	七	二五
同四十五年	一八	七	二五
同四十六年度	一八	七	二五
同四十七年度	一八	七	二五
同四十八年度	一八	七	二五
同四十九年度	一八	七	二五
同五十年	一八	七	二五
同五十一年度	一八	七	二五
同五十二年	一八	七	二五
同五十三年	一八	七	二五

◎公立專門學校 明治十年以來每年末或は年度末調は左の如し

年次	公立	私立	合計
明治十年	一八	七	二五
同十五年	一八	七	二五
同二十年	一八	七	二五
同二十五年	一八	七	二五
同三十年	一八	七	二五
同三十五年	一八	七	二五
同四十年	一八	七	二五
同四十五年	一八	七	二五
同四十六年度	一八	七	二五
同四十七年度	一八	七	二五
同四十八年度	一八	七	二五
同四十九年度	一八	七	二五
同五十年	一八	七	二五
同五十一年度	一八	七	二五
同五十二年	一八	七	二五
同五十三年	一八	七	二五

◎官公立高等女學校 明治十五年以來每年末或は年度末調

年次	公立	私立	合計
明治十五年	一	一	二
同二十年	一	一	二
同二十五年	一	一	二
同三十年	一	一	二
同三十五年	一	一	二
同四十年	一	一	二
同四十五年	一	一	二
同四十六年度	一	一	二
同四十七年度	一	一	二
同四十八年度	一	一	二
同四十九年度	一	一	二
同五十年	一	一	二
同五十一年度	一	一	二
同五十二年	一	一	二
同五十三年	一	一	二

は左の如し但補習科中には専攻科を算入す

年次	教員		生徒		卒業者
	正教員	准教員	本科	補習科	
明治十五年	29	1	1,011	1,011	101
同二十年	33	1	1,133	1,133	113
同二十五年	35	1	1,175	1,175	117
同三十年	38	1	1,218	1,218	121
同三十五年	41	1	1,261	1,261	126
同四十年	44	1	1,304	1,304	130
同四十五年	47	1	1,347	1,347	134
同四十二年	45	1	1,315	1,315	131
同四十三年	46	1	1,326	1,326	132

表中生徒の明治二十五年以前は本科技藝専修科補習科の區別なし
 ◎高等女學校地方別 明治四十三年度末調は左の如し

地方	學校	教員		生徒		卒業者
		正教員	准教員	本科	補習科	
東京	1	29	1	1,011	1,011	101
神奈川	1	33	1	1,133	1,133	113
埼玉	1	35	1	1,175	1,175	117
千葉	1	38	1	1,218	1,218	121
茨城	1	41	1	1,261	1,261	126
栃木	1	44	1	1,304	1,304	130
群馬	1	47	1	1,347	1,347	134
長野	1	45	1	1,315	1,315	131
山梨	1	46	1	1,326	1,326	132
静岡	1	48	1	1,368	1,368	136
愛知	1	51	1	1,411	1,411	141
三重	1	54	1	1,454	1,454	145

◎公立中學校 明治十年以來毎年未或は年度未調は左の如し但官立なり

年次	學校	教員		生徒		卒業者
		正教員	准教員	本科	補習科	
明治十年	1	1	1	1	1	1
同十五年	1	1	1	1	1	1
同二十年	1	1	1	1	1	1
同二十五年	1	1	1	1	1	1
同三十年	1	1	1	1	1	1
同三十五年	1	1	1	1	1	1
同四十年	1	1	1	1	1	1
同四十五年	1	1	1	1	1	1
同四十二年	1	1	1	1	1	1
同四十三年	1	1	1	1	1	1

◎公立中學校地方別 明治四十三年度末調は左の如し但官立なり

地方	學校	教員		生徒		卒業者
		正教員	准教員	本科	補習科	
東京	1	29	1	1,011	1,011	101
神奈川	1	33	1	1,133	1,133	113
埼玉	1	35	1	1,175	1,175	117
千葉	1	38	1	1,218	1,218	121
茨城	1	41	1	1,261	1,261	126
栃木	1	44	1	1,304	1,304	130
群馬	1	47	1	1,347	1,347	134
長野	1	45	1	1,315	1,315	131
山梨	1	46	1	1,326	1,326	132
静岡	1	48	1	1,368	1,368	136
愛知	1	51	1	1,411	1,411	141
三重	1	54	1	1,454	1,454	145

◎公立各種學校 明治十五年以來毎年未或は年度未調は左の如し但分校は一校として掲載す又官立は外國人なり

年次	學校	教員		生徒		卒業者
		正教員	准教員	本科	補習科	
明治十五年	1	1	1	1	1	1
同二十年	1	1	1	1	1	1
同二十五年	1	1	1	1	1	1
同三十年	1	1	1	1	1	1
同三十五年	1	1	1	1	1	1
同四十年	1	1	1	1	1	1
同四十五年	1	1	1	1	1	1
同四十二年	1	1	1	1	1	1
同四十三年	1	1	1	1	1	1

博士及學士 明治四十年以來は左の如し

Table of doctoral and master degrees from 1907 to 1914, categorized by university and discipline.

博士の数は文部省調、學士、卒業生は東京帝國大學一覽及京都帝國大學一覽に據る但し博士は七月調、學士、卒業生の東京帝國大學は九月調、京都帝國大學は十月調なり○學士の内博士の學位を得たるものをも包含す○本表は累年調なり但學士、卒業生には死亡者をも包含す

◎京都帝國大學卒業後の狀況 大學創設以來明治四十四年三月末日に至る各分科大學學生卒業總數に付き其狀況を掲ぐれば左の如し

Table showing the status of graduates from Kyoto Imperial University, including counts for various faculties and departments.

◎東京帝國大學卒業後の狀況 大學創設以來明治四十四年三月末日に至る各分科大學學生卒業總數に付き其狀況を掲ぐれば左の如し但一人にして二種以上の事項に渉る者は其主たる一方のみに之を掲載せり

Table of graduates from Tokyo Imperial University, categorized by faculty and discipline.

◎府縣郡市町村公學費及收入 明治四十一年度以來は左の如し

Table of public school fees and income for prefectures, counties, and municipalities from 1908 to 1914.

◎東北帝國大學卒業後の狀況 大學創設以來明治四十四年三月末日に至る各分科大學學生卒業總數に付き其狀況を掲ぐれば左の如し

◎教育資金 明治四十四年三月三十一日調及累年は左の如し

Table of educational funds for Tohoku Imperial University and general education funds as of March 31, 1914.

地方	貸付金	預金	合計
東京	1,860,000	1,860,000	3,720,000
神奈川	1,860,000	1,860,000	3,720,000
埼玉	1,860,000	1,860,000	3,720,000
千葉	1,860,000	1,860,000	3,720,000
茨城	1,860,000	1,860,000	3,720,000
栃木	1,860,000	1,860,000	3,720,000
群馬	1,860,000	1,860,000	3,720,000
長野	1,860,000	1,860,000	3,720,000
山梨	1,860,000	1,860,000	3,720,000
静岡	1,860,000	1,860,000	3,720,000
愛知	1,860,000	1,860,000	3,720,000
三重	1,860,000	1,860,000	3,720,000
滋賀	1,860,000	1,860,000	3,720,000
福井	1,860,000	1,860,000	3,720,000
石川	1,860,000	1,860,000	3,720,000
富山	1,860,000	1,860,000	3,720,000
新潟	1,860,000	1,860,000	3,720,000
福島	1,860,000	1,860,000	3,720,000
宮城	1,860,000	1,860,000	3,720,000
山形	1,860,000	1,860,000	3,720,000
秋田	1,860,000	1,860,000	3,720,000
岩手	1,860,000	1,860,000	3,720,000
青森	1,860,000	1,860,000	3,720,000
計	1,860,000	1,860,000	3,720,000

表中公債證書は購入金額を掲ぐ又加償は年功加償特別加償國庫補助法第六條及加償令第十一條に依る加償を合算せり○但○は府費費補充×は誤謬返納△は公債償還金なり

○官公私立圖書館 明治三十七年度以來毎年度末日調は左の如し但閲覧人員は年中の人員なり

年度	國庫補助金	前年度	合計	加償	翌年度	合計
明治三十五年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治三十六年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治三十七年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治三十八年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治三十九年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治四十年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治四十一年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治四十二年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000
明治四十三年	1,000,000	1,000,000	2,000,000			2,000,000

◎帝國圖書館藏書類別 明治四十三年以來毎年三月三十一日調は左の如し

種別	明治四十三年	同四十四年	大正元年
第一門 神書、宗教	1,124,145	1,124,145	1,124,145
第二門 哲學、教育	7,516,766	7,516,766	7,516,766
第三門 文學、語學	1,131,877	1,131,877	1,131,877
第四門 歴史、地理、地誌	7,516,766	7,516,766	7,516,766
第五門 國家、政治、經濟	4,959,000	4,959,000	4,959,000
第六門 社會、法律、醫學	3,495,999	3,495,999	3,495,999
第七門 工業、農學、商業	7,516,766	7,516,766	7,516,766
第八門 藝術、遊藝、雜書	2,632,877	2,632,877	2,632,877
計	60,826,233	60,826,233	60,826,233

◎帝國圖書館外貸附圖書 明治三十七年度以來は左の如し

年度	官廳學校公署	各種外國公	記者特許帶	合計
明治三十七年度	2,444,627	2,444,627		4,889,254
明治三十八年度	2,645,511	2,645,511		5,291,022
明治三十九年度	1,919,198	1,919,198		3,838,396
明治四十年度	2,285,577	2,285,577		4,571,154
明治四十一年度	2,191,914	2,191,914		4,383,828
明治四十二年度	2,444,627	2,444,627		4,889,254
明治四十三年度	2,645,511	2,645,511		5,291,022
明治四十四年度	1,919,198	1,919,198		3,838,396
大正元年度	2,285,577	2,285,577		4,571,154

◎帝國圖書館閲覧人員及貸附圖書 明治四十年度以來は左の如し

種別	明治四十年度	同四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度
閲覧人員一日平均	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
貸附圖書第一門神書、宗教	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
貸附圖書第二門哲學、教育	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

◎出版圖書部數 明治十年以來は左の如し

年度	著述及編輯	翻刻	合計
明治十年	1,000	1,000	2,000
明治十一年	1,000	1,000	2,000
明治十二年	1,000	1,000	2,000
明治十三年	1,000	1,000	2,000
明治十四年	1,000	1,000	2,000
明治十五年	1,000	1,000	2,000
明治十六年	1,000	1,000	2,000
明治十七年	1,000	1,000	2,000
明治十八年	1,000	1,000	2,000
明治十九年	1,000	1,000	2,000
明治二十年	1,000	1,000	2,000
明治二十一年	1,000	1,000	2,000
明治二十二年	1,000	1,000	2,000
明治二十三年	1,000	1,000	2,000
明治二十四年	1,000	1,000	2,000
明治二十五年	1,000	1,000	2,000
明治二十六年	1,000	1,000	2,000
明治二十七年	1,000	1,000	2,000
明治二十八年	1,000	1,000	2,000
明治二十九年	1,000	1,000	2,000
明治三十年	1,000	1,000	2,000
明治三十一年	1,000	1,000	2,000
明治三十二年	1,000	1,000	2,000
明治三十三年	1,000	1,000	2,000
明治三十四年	1,000	1,000	2,000
明治三十五年	1,000	1,000	2,000

◎出版圖書種類別 明治四十四年及累年は左の如し

年次	官報	新聞紙雜誌種類											
		新聞紙	雜誌	翻譯	合計	普通	雜誌	翻譯	合計	普通	雜誌	翻譯	合計
明治三十一年	7,776	1,600	4,950	400	2,770	270	2,500	1,600	4,950	400	2,770	270	2,500
明治三十五年	8,400	2,800	5,600	400	3,200	320	2,880	2,800	5,600	400	3,200	320	2,880

◎官報部數及新聞紙雜誌種類 明治三十一年以來の調は左の如し

年次	官報	新聞紙雜誌種類											
		新聞紙	雜誌	翻譯	合計	普通	雜誌	翻譯	合計	普通	雜誌	翻譯	合計
明治三十一年	7,776	1,600	4,950	400	2,770	270	2,500	1,600	4,950	400	2,770	270	2,500
明治三十五年	8,400	2,800	5,600	400	3,200	320	2,880	2,800	5,600	400	3,200	320	2,880

表中無保證金は學術技術統計等に關する事項のみを記載するものなり
 ◎新聞及雜誌 明治八年度より同四十三年に至る迄各年末新聞雜誌種類及開業數等は調査あるも發兌部數、購求及配付を受けし部數は同二十九年以來の調査を缺く然れども此二種の計數は新聞種類の増加よりも多くの割合を以て増加せしなるへし

◎新聞及雜誌地方別 明治四十三年分は左の如し

地方	年未數		開業	廢業
	新聞紙	雜誌		
東京	1,000	1,000	10	5
神奈川	800	800	8	4
埼玉	600	600	6	3
千葉	500	500	5	2
茨城	400	400	4	2
栃木	300	300	3	1
群馬	200	200	2	1
長野	100	100	1	0
山梨	100	100	1	0
静岡	100	100	1	0
愛知	100	100	1	0
三重	100	100	1	0
岐阜	100	100	1	0
滋賀	100	100	1	0
福井	100	100	1	0
石川	100	100	1	0
富山	100	100	1	0
新潟	100	100	1	0
福島	100	100	1	0
宮城	100	100	1	0
山形	100	100	1	0
秋田	100	100	1	0
岩手	100	100	1	0
青森	100	100	1	0

◎新聞及雜誌地方別 明治四十三年分は左の如し

地方	年未數		開業	廢業
	新聞紙	雜誌		
東京	1,000	1,000	10	5
神奈川	800	800	8	4
埼玉	600	600	6	3
千葉	500	500	5	2
茨城	400	400	4	2
栃木	300	300	3	1
群馬	200	200	2	1
長野	100	100	1	0
山梨	100	100	1	0
静岡	100	100	1	0
愛知	100	100	1	0
三重	100	100	1	0
岐阜	100	100	1	0
滋賀	100	100	1	0
福井	100	100	1	0
石川	100	100	1	0
富山	100	100	1	0
新潟	100	100	1	0
福島	100	100	1	0
宮城	100	100	1	0
山形	100	100	1	0
秋田	100	100	1	0
岩手	100	100	1	0
青森	100	100	1	0

表中無保證金は學術技術統計等に關するものなり
 本表新聞紙及雜誌に處分せられたるものを掲ぐれば左の如し
 表中×は外國に於て發行したるものを本邦に於て發賣禁止及差押處分なしたるものなり、又發賣禁止、差押、同一主旨の記載禁止は明治四十三年以後にして明治四十一年以前は發賣禁止、假差押、同一事項の記載停止なり

○裁判及犯罪

●司法 司法の權をして他の行政立法の二權と對立し能く其の獨立を完全ならしむるは國家の組織未だ完全ならざる世には到底得て望む可らず故に舊幕府の時代に於て民刑各種の法律なく裁判は専ら情實に成り冤枉私曲の斷えず其間に行はれしは怪むを須ひす明治の政府定りて後も行政と司法との各機關を分離し民刑の各裁判は盡く成文の法律によりて決するに至りしは實に維新後數年を経過したる後なりき

命し令以下參事屬官等外吏に至るまで盡く新たに任するに及ひ始めて全國同一の政治を施し中央政府の命令は海内隔なく行はるゝに至りぬ此に於て司法制度も稍や整頓し直ちに司法省を置き全國の裁判事務を管轄し裁判所を設置して縣廳と分離し司法事務の爲に特に判事を任命し専ら裁判の事を掌らしめ其の刑事裁判に就ては初には明清律に則とりたる新律綱領を設け尋て西洋諸國の刑法治罪法を參酌して改定律令と爲し後ちに大審院を設けて全たく司法權の獨立を定めまた刑法治罪法を定めて刑律と治獄の手續を明かにし司法上の機關及法律始めて稍や整頓す然れども民事上の諸法典まで整頓するには爾來尙ほ幾多の歲月を経たり

Table with 2 columns: 裁判所 (Court) and 管轄區 (Jurisdiction). Lists various courts like 東京裁判所, 大阪裁判所, 京都裁判所, etc., and their respective jurisdictions.

Table with 2 columns: 裁判所 (Court) and 管轄區 (Jurisdiction). Lists courts like 長崎裁判所, 福岡裁判所, 熊本裁判所, etc., and their respective jurisdictions.

Table with 2 columns: 裁判所 (Court) and 管轄區 (Jurisdiction). Lists courts like 東京裁判所, 大阪裁判所, 京都裁判所, etc., and their respective jurisdictions.

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 裁判所 (Court). Shows the number of cases and judgments for each year from 1875 to 1905.

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 裁判所 (Court). Shows the number of cases and judgments for each year from 1875 to 1905.

裁判及犯罪

種別	明治三十八年		明治三十九年		明治四十年		明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
第一審未結	190,299	1,715,555	191,555	1,715,555	191,555	1,715,555	191,555	1,715,555	191,555	1,715,555	191,555	1,715,555	191,555	1,715,555
第二審未結	69,087	625,166	69,087	625,166	69,087	625,166	69,087	625,166	69,087	625,166	69,087	625,166	69,087	625,166
其他の結果	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333	2,179,940	20,133,333
合計	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054	2,238,526	21,574,054

民事訴訟種類別 明治四十二年及同四十三年分は左の如し

訴訟物價額階級別 明治三十八年以來は左の如し

種別	明治三十八年		明治三十九年		明治四十年		明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十三年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
破産件数	100	1,000,000	100	1,000,000	100	1,000,000	100	1,000,000	100	1,000,000	100	1,000,000	100	1,000,000
債權者	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000	6,000	60,000,000
債權額	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000	100,000,000	1,000,000,000

家資分散件数及人員 明治三十八年以來は左の如し

公證人事務件数及種類 明治三十八年以來は左の如し

執行件数及登録税 明治二十年以來は左の如し

登記件数及登録税 明治四十二年及同四十三年分は左の如し

執達吏事務件数及種類 明治三十八年以來は左の如し

裁判及犯罪

有期懲役に對するもの

無期懲役に對するもの

死刑

懲罰

禁錮

罰金

拘留

罰則

罰則

罰則

種別	不動產及船舶登記									
	所有權の取得		抵當權の取得		従来保有せる所有權の保存		其他		合計	
	船舶	土地	船舶	土地	船舶	土地	船舶	土地	船舶	土地
明治四十三年	1,496,774	9,901,972	758,877	1,943,120	3,673,347	1,040,454	1,975,066	1,877,242	6,883,550	1,212,243
同	1,496,774	9,901,972	758,877	1,943,120	3,673,347	1,040,454	1,975,066	1,877,242	6,883,550	1,212,243
明治四十二年	1,496,774	9,901,972	758,877	1,943,120	3,673,347	1,040,454	1,975,066	1,877,242	6,883,550	1,212,243
同	1,496,774	9,901,972	758,877	1,943,120	3,673,347	1,040,454	1,975,066	1,877,242	6,883,550	1,212,243
合計	2,993,548	19,803,944	1,517,754	3,886,240	7,346,694	2,080,908	3,950,132	3,754,484	13,767,100	2,424,486

◎刑事裁判件數及終局未終局別 明治四十四年分は左の如し

種別	明治四十三年		同		明治四十二年		同	
	件數	終局未終局	件數	終局未終局	件數	終局未終局	件數	終局未終局
總計	5,975,044	1,511,215	5,975,044	1,511,215	5,975,044	1,511,215	5,975,044	1,511,215
第一審	1,875	2,462,999	1,875	2,462,999	1,875	2,462,999	1,875	2,462,999
控訴	1,041	1,037	1,041	1,037	1,041	1,037	1,041	1,037
上訴	8,398	6,928,999	8,398	6,928,999	8,398	6,928,999	8,398	6,928,999
再審	3,068	4,886,622	3,068	4,886,622	3,068	4,886,622	3,068	4,886,622
特別法犯	4,061	1,190,522	4,061	1,190,522	4,061	1,190,522	4,061	1,190,522
計	11,512	19,990,522	11,512	19,990,522	11,512	19,990,522	11,512	19,990,522

◎刑事被告人員判決區別 明治四十四年分は左の如し

種別	明治四十三年		同		明治四十二年		同	
	件數	終局未終局	件數	終局未終局	件數	終局未終局	件數	終局未終局
總計	16,540	3,932,952	16,540	3,932,952	16,540	3,932,952	16,540	3,932,952
死刑	51	6,364,422	51	6,364,422	51	6,364,422	51	6,364,422
自由刑	1,775	3,659,999	1,775	3,659,999	1,775	3,659,999	1,775	3,659,999
財產刑	1,775	5,174,333	1,775	5,174,333	1,775	5,174,333	1,775	5,174,333
合計	3,561	15,208,754	3,561	15,208,754	3,561	15,208,754	3,561	15,208,754

◎第一審刑法犯罪別 明治四十四年分は左の如し

罪名	明治四十三年		同		明治四十二年		同	
	件數	被告人員	件數	被告人員	件數	被告人員	件數	被告人員
竊盜の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
強盜の罪	85	166	85	166	85	166	85	166
殺人の罪	10	10	10	10	10	10	10	10
傷害の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
過失傷害の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
遺棄の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
強姦の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
住居を侵す罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
秘密を侵す罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
飲料水に関する罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
通貨偽造の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
文書偽造の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
印章偽造の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
偽造の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
誣告の罪	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916	1,001	1,916
總計	7,767	15,208,754	7,767	15,208,754	7,767	15,208,754	7,767	15,208,754

◎刑事上告件數 明治二十五年以來は左の如し

年次	舊受	新受	合計	判決	取下	消滅	未決
明治二十五年	一七	一三五八	一四〇五	一三〇七	一〇八	二八	一〇
同三十年	七五	一四九二	一五六七	一三九八	五四	二	一一
同三十五年	二六	一三三六	一三六二	一三〇七	一七	二	一三
同四十年	六六	一三三八	一四〇四	一三〇七	一六	一	一八
同四十二年	八二	一〇、二三	一〇、一〇五	一〇、〇七	一	一	一〇
同四十三年	一八	一四、五三	一四、七二	一四、〇七	一	一	一
同四十四年	一六	一三、七六	一三、九二	一三、〇七	一	一	一

◎警察署及警察官明治十年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

年次	警察署	警察派出所	分署	交番所	駐在所	警備以上	巡查	合計
明治十年	二九七	一、三六七	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
同十五年	四五六	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
同二十年	六五九	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
同二十五年	六九二	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
同三十年	七二八	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五

◎變死者及棄兒 明治十一年以來は左の如し

年次	自殺者	被殺者	天災其他	合計
明治十一年	三、八九二	五、一三三	一、三三三	九、四五八
同十二年	四、六三〇	七、二九	一、七四八	一、一、〇九七
同十三年	五、八二二	七、二六	一、八四七	一、一、九一五
同十四年	七、二四〇	七、二六	一、九八七	一、一、五一三
同十五年	八、七三三	七、二六	一、九八七	一、二、七〇六
同十六年	九、一八〇	七、二六	一、九八七	一、三、一五三
同十七年	九、六〇〇	七、二六	一、九八七	一、三、六〇〇
同十八年	一〇、〇五〇	七、二六	一、九八七	一、四、〇五三
同十九年	一〇、五〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇六
同二十年	一〇、九五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九
同二十一年	一〇、四〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇七
同二十二年	一〇、八五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九
同二十三年	一〇、三〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇六
同二十四年	一〇、七五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九
同二十五年	一〇、二〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇六
同二十六年	一〇、六五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九
同二十七年	一〇、一〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇六
同二十八年	一〇、五五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九
同二十九年	一〇、〇〇〇	七、二六	一、九八七	一、四、五〇六
同三十年	一〇、四五〇	七、二六	一、九八七	一、五、〇五九

◎檢舉犯罪人及警察犯處罰令犯諸犯人員 明治四十二年以來は左の如し

年次	檢舉犯罪人	警察犯	處罰令犯	諸犯
明治四十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同四十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同四十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

◎變死者及棄兒地方別 明治四十二年分は左の如し

地方	自殺者	被殺者	天災其他	合計
中區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
東區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
西區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
南區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
北區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
合計	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、五、〇〇〇

◎變死者及棄兒地方別 明治四十二年分は左の如し

地方	自殺者	被殺者	天災其他	合計
中區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
東區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
西區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
南區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
北區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
合計	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、五、〇〇〇

○棄兒男女別 明治三十六年以來は左の如し

Table showing abandoned children statistics from Meiji 36 to 44, categorized by year, sex, and total count.

○火災 明治十五年以來は左の如し

Table showing fire statistics from Meiji 15 to 44, including fire counts, damaged buildings, and areas affected.

○政談集會 明治十五年、來は左の如し但し、演説禁止なり

Table showing political meeting statistics from Meiji 15 to 44, including meeting counts, speakers, and resolutions.

屋外に於ける集會の事實は明治三十三年治安警察法の施行に依り報告科目に變更を來せしを以て其以前と對照する能はず

○監獄 監獄及職員明治十五年以來毎年十二月三十一日調は左の如し但し、藥劑師又は藥劑生及助手なり

Table showing prison statistics from Meiji 15 to 44, including inmate counts, staff, and various prison categories.

○在監人員 明治三十九年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

Table showing prison staff statistics from Meiji 39 to 44, categorized by rank and gender.

○囚人刑名別 明治三十九年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

Table showing inmate statistics by sentence type from Meiji 39 to 44, including death sentences, life sentences, and various terms.

○在監人發病者 明治三十六年以來は左の如し

Table showing inmate illness statistics from Meiji 36 to 44, including total counts and specific disease categories.

○在監人死亡者病類別 明治四十一年以來は左の如し

Table showing inmate death statistics by disease type from Meiji 41 to 44.

○監獄出入人員 明治三十九年以來は左の如し

Table showing prison entry and exit statistics from Meiji 39 to 44, categorized by inmate type and gender.

表中無期懲役及以下二項は刑法改正實施後の事實なり

Table showing inmate statistics by name from Meiji 39 to 44, including total counts and specific categories.

刑名 無期懲役 有期懲役 無期流刑 有期流刑 重懲役 輕懲役 重禁錮 輕禁錮 拘留 無期懲役 有期懲役 有期禁錮

◎在監人作業延人員及工錢、賞與金 明治三十五年度以來は左の如し

Table showing statistics for 'Incarcerated workers and wages, and awards' from Meiji 35 to 44. Columns include year, official workers, private workers, total, and awards.

◎在監人作業種類及一日平均就役人員 明治四十四年度及累年は左の如し但し各種別に付ての平均なれば總計の末位に些少の差あり

Table showing 'Occupational types and average daily employment' for incarcerated workers from Meiji 35 to 44. Lists various professions like printing, weaving, etc.

○衛生

◎病院醫師産婆等 明治十年度以來毎年末日調は左の如し

Table showing 'Hospital doctors and midwives' from Meiji 10 to 44. Columns include year, official, private, and total counts.

Table showing 'Hospital doctors and midwives' from Meiji 10 to 44. Columns include year, official, private, and total counts.

表中保護所数は其年十二月三十一日現在なり○退場者其他の中には無断退場したるものを合算す○明治四十一年以降退場人員符合せざるは解散休止又は報告なき保護會社等あるに依る

Table showing 'Protection facilities' from Meiji 32 to 44. Columns include year, official, private, and total counts.

Table showing 'Protection facilities' from Meiji 32 to 44. Columns include year, official, private, and total counts.

地	四 國 區		九 州 區						沖 繩	北 海 道	總 計
	德島	香川	高知	佐賀	長崎	福岡	熊本	大分			
方	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
刺列	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
赤痢	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
扶輪	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
新空	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
フス	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
痘瘡	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
猩紅熱	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
實布塚	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者
合 計	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者	患者

◎種痘人員 明治三十八年以來は左の如し

種 別	明治三十八年		三十九年		四十年		四十一年		四十二年	
	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感
初 計	1,297,006	1,190,889	1,210,511	1,182,665	1,728,338	1,728,338	1,575,690	1,277,061	1,277,061	1,277,061
再 計	1,518,057	1,373,557	1,373,557	1,373,557	1,477,158	1,477,158	1,477,158	1,477,158	1,477,158	1,477,158
合 計	2,815,063	2,564,446	2,584,068	2,556,222	3,205,496	3,205,496	3,052,848	2,754,219	2,754,219	2,754,219

◎臨時種痘に種痘規則第一條乃至第三條の時期に拘はらず便宜種痘せしもの合算

種 別	明治三十八年		三十九年		四十年		四十一年		四十二年	
	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感
總 計	66,262,250	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042	3,618,042

○救 恤

本邦の救恤制度は其組織甚だ簡單にして、明治の法制史上に於ける其發達の経歴亦た頗る遅々たるの觀あるを免かれず、即ち一般的救助に關する法律としては明治七年十二月公布の恤救規則が三十有五年後の今日に於て今尚ほ現行法として寸毫の修補又は改廢なく施行せられつゝあるか如き、若くは又明治四年六月公布の棄兒養育米給與方に關する布告が約四十年を経過したる今日に於て依然發布當時の形式に於て施行せられつゝあるか如き、寧ろ時勢の推移に伴はざる奇異の現象として之を認めざるを得ざるなり、而して此二種の法令に次ぎ同じく救濟的法律として指を屈すべきは明治三十二年公布の罹災救助基金法、同年公布の水難救護法、同年公布の行旅病人及行旅死亡人取扱法及三十三年公布の精神病者看護法等なりと雖も、是等は一般的救助法と全く其選を異にしたるものにして、其他三十三年公布の感化法の如きも寧ろ純粹なる救濟法規の圏外に屬すべきものと認むるを可とす。

又本邦に於ける私設救濟事業は近年に至りて大に發展の勢を示めたりと雖も、然かも其事業經營の人材と資金の缺乏とに依り、未だ時代の要求に應ずるの活動をなす能はず、一言以て之れを掩へは我日本の恤救事業は其公設たる私設たるを問はず規模尙ほ甚だ狭小微弱にして、今後大に其發達を圖からざるべからざる必要に迫らるれつゝあるものと云はざるを得ず、今左に公共的恤救及び重なる私設救濟事業

救 恤

の統計を畧敘し、以て本邦救恤事業の經過及び現状の概要を明らかにせん。

◎恤救人員 明治十四年度以來は左の如し

年 次	癩疾者	老衰者	疾病者	幼弱者	合計	救助金
明治十四年度	1,693	2,104	1,982	1,102	6,981	53,189
同 十五年度	1,396	1,671	1,828	1,152	6,047	50,550
同 二十年度	2,257	2,836	2,503	1,557	9,153	68,650
同 二十五年	2,955	4,029	3,676	2,482	13,142	107,509
同 三十年	2,606	4,126	3,441	2,897	13,070	117,273
同 三十五年	2,406	3,840	3,580	2,006	11,832	107,444
同 四十年	2,262	3,586	3,569	1,899	11,316	107,907
同 四十年	1,760	2,681	3,800	1,094	9,335	93,863
同 四十二年	908	1,022	1,465	359	3,753	62,979
同 四十四年	776	771	1,076	254	2,877	37,864

人員は十二月三十一日現在救助金は年額にして恤救規則に依り國庫より支給したるものなり

◎養育に係る棄兒 明治十二年以來は左の如し

年 次	官 費	私 費	合 計	官 費	公 費	合 計
明治十二年	5,103	765	5,868	23,272	23,272	23,272
同 十五年	4,316	765	5,081	19,959	19,959	19,959
同 二十年	4,754	1,033	5,787	14,968	14,968	14,968
同 二十五年	4,085	873	4,958	20,068	20,068	20,068
同 三十年	3,052	688	3,740	26,919	26,919	26,919
同 三十五年	2,077	360	2,437	15,827	15,827	15,827
同 四十年	1,609	291	1,900	16,381	16,381	16,381
同 四十一年	1,529	293	1,822	16,338	16,338	16,338

年次	養育費			合計		
	官費	私費	合計	官費	私費	合計
明治四十二年	一、四二六	三、二〇〇	四、六二六	一、七二六	一、三三三	三、〇五九
同四十二年	一、三五四	三、一〇〇	四、四五四	一、八四六	一、〇八六	二、九三二
同四十三年	一、三五四	三、一〇〇	四、四五四	一、八四六	一、〇八六	二、九三二
同四十四年	一、三五四	三、一〇〇	四、四五四	一、八四六	一、〇八六	二、九三二

本院の養育費は養育費に準ずべき養育費の年額を十三歳までの者を云ふ官費人員の額に準じ官費養育に係るもの及公費を以て官費を補足するものを合算す

○明治十五年以前は年度末同二十年以降は年度の現員なり

年次	入院患者			合計		
	男	女	合計	男	女	合計
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	二、二五五	一、二二二	一、〇三三	二、二五五
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	二、二五五	一、二二二	一、〇三三	二、二五五
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	二、二五五	一、二二二	一、〇三三	二、二五五
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	二、二五五	一、二二二	一、〇三三	二、二五五

本院は公立にして府下の窮民若くは行旅病者の癡狂に係る者を治療する所なり
但市町村長より委託の者及自費の者も包含す

種別	明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年	
	男	女	男	女	男	女
虚弱	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
不具	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
疾病	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十三年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十七年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十八年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十九年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十五年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十七年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十八年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十九年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十五年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

○財政

年次	養育費		合計	
	官費	私費	官費	私費
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十七年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十八年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十九年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十五年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	養育費		合計	
	官費	私費	官費	私費
明治三十六年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十七年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十八年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同三十九年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

年次	入院患者		合計	
	男	女	男	女
明治三十五年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十一年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三
同四十二年	一、二二二	一、〇三三	一、二二二	一、〇三三

○財政

人員及資本金在高位は十二月三十一日現在なり○本院は私立にして東京府下の極貧家或は父母死して養育者なき一年より満六年迄の者を入院せしむる處なり

○東京感化院 明治三十六年以來は左の如し

本院は私立にして不逞少年を感化矯正する所なり○院生は總て男子のみにして十二月三十一日現在なり

明治維新以來帝國の財政歴史は國家萬般の施設、社會一切の事物長足の進歩をなせしに伴ひ比較的短日月の間に變化起伏極りなきの變遷をなし随つて紛糾錯雜一見何人と雖とも爲めに驚心駭目せざるを得ざるへし若し夫れ之に關する諸般の事項一切を網羅し仔細に之を研鑽するあらば財政の發展は以て國家生育の程度を準測するに足るべく而して帝國の最も光輝ある明治年間の森羅萬象は一時に之を目睫の間に具陳し得るあらん唯夫れ財政に關する一切の事項を網羅するは別に浩瀚なる大冊子の企て得べき所にして限りある紙數の敢てするを難んずる所なりされと政治、經濟、外交、軍事、教育、學藝、生産、通商一切の事物を通して之れが根柢をなせる者は實に財政是れなり歐洲の最大強國を以て誇りし露國を擊破し極東の司令者を以て許さるゝに至りし帝國の發達を知らんとする者は須らく帝國財政の變遷に徹し如何にしてしかく一大雄飛を試むるの實力を有するに至りしやを審かにせんことを要す

明治財政の歴史は最も混淆紛糾を極めし時代を以て始まりぬ慶應の末年に當り徳川將軍は政權を朝廷に返上し京都は全國政治の中心となりしの觀ありしも政治機關の組織は未だ草創に屬するを免れず随つて財政の如き最も急要なる國家の政務も亦之を考ふるに遑あらず幾もなくして鳥羽伏見の戰爭となり國務爲めに一の組織を成すに及ばず財政の如き單に一時の急を濟し得たりしに過ぎざりき當時の官軍は朝廷に味方せ

諸藩の聯合軍より成り其戰爭に要せし經費の多くは實に各藩より之れを支辨したり而して各藩に屬せざる中央政府に要せし經費はたゞ畿かに富豪よりの借入金と太政官札の發行とに依り一時焦眉の急を支へ得たりしに過ぎざりき明治財政史の第一序幕ともいふべき時代は實に此の如く混淆雜糅せる戰時應急の財政を以て肇まれり

明治元年より同四年七月廢藩置縣に至るまでの間に於ける財政の當務は(一)朝廷の直轄に歸したる土地より生ずる歳入を整理し(二)太政官札の通用に障礙あり價格の下落せるを救ふの途を講し(三)舊政府發行の貨幣甚しく紊亂せるを一掃して(四)新に純良の貨幣を造り及二分金其他の賸造貨幣を處分し(五)通商會社及爲替會社を設立せる等是れなり此年間に於て明治政府の方針とせる中央集權は著々進行して其緒に就けり乃ち諸藩の軍隊及軍艦を中央に集合して軍政を統一し同時に此等軍隊及軍艦の維持に要する經費の財源は諸藩より之を納付せしむるの方針を執れり

明治四年廢藩の後同十年に至るまでの間に於ける財政の當務は(一)舊藩より引繼きたる歳入を整理し(二)舊藩の負債を處分し(三)舊藩發行の紙幣を整理し(四)政府發行の紙幣償還の爲め金札引換公債證書條例を制定し(五)通商會社爲替會社を解散して國立銀行條例を制定し(六)鐵道建設及秩祿處分の爲め外國債を起し(七)土地の官有民有區分を明かにし(八)地租改正を斷行して地租の米納を金納に改定し(九)舊政府時代の雜稅二千餘種を廢して稅法の統一を計り(十)家祿を處分して金祿公債の制に改め(十一)臺灣、佐賀、萩、鹿兒島の戰役費を支辨し(十二)起業公債を起し(十三)地租の率を改め八百萬圓

を減したる等是れなり

明治十一年より同二十三年に至るまでの間に於ける財政の當務は(一)公債の償還方案を定め(二)地方稅を起し(三)政府紙幣の整理を斷行し(四)正金銀行及日本銀行を設立し(五)國立銀行條例を改正して其發行紙幣の銷却方法を定め(六)鐵道公債を起し(七)軍備擴張の爲め酒稅を増し海軍公債を起し其他所得稅、醬油稅、菓子稅、煙草稅、賣藥稅、印紙稅等を課し(八)大藏省證券の制を定め(九)兌換銀行券條例を設け紙幣と銀貨との交換を實施し(十)公債を整理し(十一)豫算出納會計検査等會計の制度を改良し田畑の地價を修正減少したる等是なり明治二十四年より同三十五年に至る迄の間に於ける財政の當務は(一)明治二十七八年戰役費を支辨し(二)戰後經營及明治三十三年北清事件の爲め三回の増稅を斷行し(三)貨幣制度を改革して金貨本位を實施し(四)日本勸業銀行、農工銀行、臺灣銀行、拓殖銀行、日本興業銀行を設立し(五)臺灣經營の財政方案を定め(六)外國債を起し(七)關稅定率法を定め(八)稅關制度を改良したる等是れなり

明治三十六年より同三十七八年の戰役に亘れる財政の當務は(一)地租を増徴し(二)公債を募りて海軍擴張費に充て(三)財政を整理し(四)官業を起し(五)明治三十七八年の戰役補充の爲め内外債を募り増稅をなせし等是なり

今明治初年よりの財政史を通觀するに慶應三年より明治二十三年に至る迄は未だ議會の設けあらずし故に一束して其間の沿革を研究するの必要あるべく第一議會の協賛を経たる同二十四年度の豫算より以て日清戰時の財政に至る迄は又之を一束して視るの必要あり日清戰役の經營よりして財政の整

理時代を經以て日露戰時の財政に至るまで亦各之を區別し各三期間の財政沿革を一束して視ざるべからず

明治三十六年より日露戰時に至るの財政は同三十六年度及同三十七年度共に豫算の不成立なりし爲め僅かに同三十六年度の追加豫算に依れる海軍擴張、鐵道公債、事業公債等の諸案を確定し得たるのみにして畢りしか尋て日露戰爭は開始せられ戰時財政の大舞臺に開けて内外債の募集より諸種の増稅に至るまで何れも戰時非常の急需に應ずるの財政計畫たらざるなし僅々短時日の間に就て本豫算の兩年度に亘りて不成立となりしにも拘はらず其次年度に早くも大戰争の戰時財政を經營するに至りしは獨り國家の一大飛躍として特筆大書すべきのみならず財政史上の一大飛躍と謂はざるべからず而して此發展は復た繼て大戰の後を享けて最も困難なる所謂第二の戰後經營に伴ひ爾來我財界の窮況は殆んど言ふに忍びざるもの即ち戰前三億萬圓未滿なりし歳出は戰後明治三十九年度に於て四億六千餘萬圓、同四十年には六億有餘萬圓に達せるに見て朝野論策の一に先づ是に向つて勸せらるゝの偶然ならざるを知る

彼の明治三十七八年臨時軍事費の十七億に上りたる之と共に二十二億の内外債を擁して元利償却の負擔あり且つ一般外資輸入の増加及地方債の膨脹せる等ありて前途に百般緊要の事業を控へつゝ此難局に當る必ず又更に堅實なる財政の基礎を作り巧妙なる運用を以てせざるべからず之れ實に國民當面の重任たらずんばあらざるなり

今左に歳入出累年並に内譯及國債額等を掲げて比較對照に便せんとす

●歳入歳出 第一期以來は左の如し但明治三十七八年度には日露戰爭の臨時費を算入せず又本表の歳入出差引數或は次表の内譯と合計等に於て一圓乃至二圓の差を生ずるは四捨五入の結果なり

Table with columns: 年 (Year), 度 (Fiscal Year), 入 (Income), 出 (Expenditure), 入超過 (Income Excess), 出超過 (Expenditure Excess). Rows list years from 1878 to 1903.

年	度	歳	入	出	歳入超過	歳出超過	年	度	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
明治二十四	年	度	一〇三、三三三、四八九	八三、五五八、九一九	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第一	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	二十五	年	一〇一、四六二、九一一	七六、七四七、四九〇	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第二	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	二十六	年	一一三、七六九、三八二	八四、五八一、八七三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第三	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	二十七	年	九八、一七〇、〇二八	七八、二八六、四三三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第四	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	二十八	年	一一八、四三三、三二一	八五、三二七、七一九	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第五	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	二十九	年	一八七、〇一九、四三三	一六八、八五五、〇九	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第六	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	三十	年	二二六、三九〇、一三三	二二二、六七八、八四四	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第七	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	三十一	年	二二〇、五四四、一七	二一九、七五七、五八	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	第八	期	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	三十二	年	二五四、二五四、五二四	二五四、一六五、五三八	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	明治八	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	三十三	年	二九五、八五四、八六八	二九一、七五〇、五九	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	九	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過	
同	三十四	年	二七五、三五九、〇四九	二六六、八五八、八三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	三十五	年	二九七、三三三、四三三	二八九、二六六、七一一	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十一	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	三十六	年	三〇〇、二〇〇、七五八	二九七、〇五五、六八二	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十二	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	三十七	年	三二七、四六六、九三六	三〇七、七五七、〇五	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十三	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	三十八	年	三五五、二五五、三九三	三二七、〇五五、六八二	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十四	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	三十九	年	三三〇、四四七、八〇七	三〇七、七五七、〇五	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十五	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十	年	八五七、〇八三、八二七	六〇二、四〇〇、九五五	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十六	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十一	年	七九〇、九三三、二六〇	六三三、三六、九三三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十七	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十二	年	六七七、五五五、二七八	五三二、八九三、三三三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十八	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十三	年	六七二、八七七、七七八	五六九、一五四、〇八	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	十九	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十四	年	六五七、一九二、二二	五八五、三七七、六三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十五	年	五八二、〇四〇、一三三	五八二、〇四〇、一三三	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十一	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十六	年	五八六、八〇七、七八八	五八六、八〇七、七八八	一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十二	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十七	年			一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十三	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十八	年			一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十四	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	四十九	年			一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十五	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過
同	五十	年			一九六、七五九、七一一	二四、七七、七一一	同	二十六	年	經	常	入	時	經	常	出	歳入超過

明治四十三年度迄は決算額同四十四年度は現計額大正元年度同二年度は豫算額なり以下諸表亦同し
 ◎歳入歳出経常及臨時部 第一期以来の歳入歳出を經常及臨時部に区分すれば左の如し但しは歳出超過なり

年	度	地	租	海	關	酒	稅	其	他	合
明治二十七	年	度	八、六六八、五八六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、六六八、五八六
同	二十八	年	九、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇
同	二十九	年	九、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇
同	三十	年	一〇、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
同	三十一	年	一〇、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇
同	三十二	年	一一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇
同	三十三	年	一一、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇
同	三十四	年	一二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇
同	三十五	年	一二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	三十六	年	一三、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	三十七	年	一三、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	三十八	年	一四、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	三十九	年	一四、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十	年	一五、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十一	年	一五、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十二	年	一六、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十三	年	一六、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十四	年	一七、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十五	年	一七、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十六	年	一八、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十七	年	一八、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十八	年	一九、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	四十九	年	一九、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
同	五十	年	二〇、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇

◎歳入内譯累年 地租は始め米納制度なりしも其後金納となり税率は當初百分の三より明治十年に至り百分の二・五に減り同三十二年に至り財政上の必要に促され同三十六年迄五箇年を限り田畑・山林・原野・郡村宅地租を増て百分の三・三となし市街宅地租に限り百分の二・五を増て百分の五となせり同三十七年度より征露の役起りて戦時特別税を課するに至り非常の増率を見る故に第六七期を以て明治三十七八年度に比するも殆んど同額にして其中間の年度に於ける地租額は概し

て三四割の減少を見他の租税の如く連年の増加を見ず海關稅は安政四年英、米、佛、露、蘭五箇國との條約に依り制定せしものにして慶應二年に至り税率を訂正減少し明治三十二年迄三十餘年間全く變動なかりしも同年條約改正の結果大に税率の變革を來せり今第一期以来の海關稅收入額を通過するに貨幣價格の變動と物價の騰貴に因り變動ありと雖も大勢を支配せるものは本邦の健全なる發達に伴ひ貿易額の膨脹を來したるものなり
 酒稅は明治七年に免許稅十圓なりしも同八年には其二倍となり同十一年には清酒一石に付一圓、同十三年には一圓、同十六年には四圓、同十九年には七圓、同三十一年には十二圓、同三十四年には十五圓、同三十七年には十五圓五十錢となり同三十八年より特別稅を賦課せられて十七圓五十錢となり同四十年よりは遂に現行の二十圓に上れり右税率増加の爲めに造石數減却の傾あれ共未だ收入に減少を見る程度に達せず

年 度	地 租	海 關 稅	酒 稅	其 他	合 計
明治八年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同九年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十一年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十二年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十三年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十四年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十五年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十六年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十七年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十八年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同十九年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十一年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十二年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十三年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十四年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十五年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十六年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十七年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十八年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同二十九年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同三十年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同三十一年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同三十二年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同三十三年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
同三十四年	3,000,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000

明治三十五年度 歳出入譯中陸海軍費は第一期に於て僅かに百餘萬圓なりしも明治三十年度に至りては陸軍費六千餘萬圓海軍費五千餘萬圓合せて一億千餘萬圓となり百倍餘の増加を來たし爾來連年膨脹の一方に趨き遂に明治四十年度に至りては一躍して陸軍費一億二千六百餘萬圓海軍費七千二百二十七萬餘圓合計一億九千八百三十餘萬圓を算し實に百九十八倍餘の増加を見はすに至れり而して如斯膨脹を來たせる原因は種種ありと雖も要するに此年間に在りては日清、日露の二大戰役を経過したるの結果戦後兵力の充實艦船の修補新造等軍備の擴張を急ぐの必要に迫られたるに由る

◎歳出内譯累年 歳出内譯中陸海軍費は第一期に於て僅かに百餘萬圓なりしも明治三十年度に至りては陸軍費六千餘萬圓海軍費五千餘萬圓合せて一億千餘萬圓となり百倍餘の増加を來たし爾來連年膨脹の一方に趨き遂に明治四十年度に至りては一躍して陸軍費一億二千六百餘萬圓海軍費七千二百二十七萬餘圓合計一億九千八百三十餘萬圓を算し實に百九十八倍餘の増加を見はすに至れり而して如斯膨脹を來たせる原因は種種ありと雖も要するに此年間に在りては日清、日露の二大戰役を経過したるの結果戦後兵力の充實艦船の修補新造等軍備の擴張を急ぐの必要に迫られたるに由る

◎歳入内譯科目別の 明治三十七年度以來は左の如し

年 度	陸 軍 費	海 軍 費	國 債 費	其 他	合 計
第一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第二年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第三年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第五年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第六年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第七年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第八年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
第九年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
明治八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十六年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十七年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同十九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十六年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十七年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同二十九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十六年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十七年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同三十九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同四十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
同四十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000

明治三十七年度 歳出入譯中陸海軍費は第一期に於て僅かに百餘萬圓なりしも明治三十年度に至りては陸軍費六千餘萬圓海軍費五千餘萬圓合せて一億千餘萬圓となり百倍餘の増加を來たし爾來連年膨脹の一方に趨き遂に明治四十年度に至りては一躍して陸軍費一億二千六百餘萬圓海軍費七千二百二十七萬餘圓合計一億九千八百三十餘萬圓を算し實に百九十八倍餘の増加を見はすに至れり而して如斯膨脹を來たせる原因は種種ありと雖も要するに此年間に在りては日清、日露の二大戰役を経過したるの結果戦後兵力の充實艦船の修補新造等軍備の擴張を急ぐの必要に迫られたるに由る

◎歳入内譯科目別の 明治三十七年度以來は左の如し

科 目	明治三十	同三十八	同三十九	同四十年	同四十一年
地 租	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
所 得 稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
行 業 稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
通 關 稅	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

科 目	明治三十一年度					明治三十二年度					明治三十三年度					明治三十四年度					明治三十五年度				
	同三十八年度					同三十九年度					同四十年度					同四十一年度					同四十二年度				
	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	二十一年度	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年度	三十一年度
皇 室 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
本 省 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
外 省 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
預 金 利 子 及 手 數 料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
內 閣 及 樞 密 院	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
貴 族 院 及 衆 議 院	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

◎歳出内訳科目別の二 明治四十二年度以來は左の如し

科 目	明治三十一年度					明治三十二年度					明治三十三年度					明治三十四年度					明治三十五年度				
	同三十八年度					同三十九年度					同四十年度					同四十一年度					同四十二年度				
	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	二十一年度	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年度	三十一年度
本 省 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
外 省 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

表申明治四十四年度は同年十月三十一日に於ける現計なり

◎國債 内國債は弘化元年より慶應三年迄の舊諸藩の連債を償ひしに起り之を舊公債と稱し明治元年大政維新以後同四年七月廢藩迄及同五年迄の間舊諸藩に於て借用し並に預りたる金額を國債に改め新公債と稱せり又舊諸藩の家祿賞典の制を廢し金祿公債と爲し之を一時に下付したるを以て明治十年より其額頗る増加し其後同十一年に起業公債同十三年に金札引換公債同十七年に中山道鐵道公債及金札引換無記名公債同十九年度に海軍公債等の諸公債相踵て起りたるを以て其額益増加せりと雖も同年度以來從前發行の六分利付以上の内國債を整理する爲めに五分利付の整理公債を發行したるを以て國債費は同二十五年迄漸次減少せり然りと雖も同年度以來亦鐵道公債事業公債軍事公債の起債あり尋て同三十七年度以後は國庫債券を發行したるを以て同年度以後は亦大に増加し遂に明治四十三年三月末日には内國債未償還高十四億九千八百餘萬圓に達せり

外國債は明治三年に舊公債を同七年に新公債を起し同二十九年迄に償還し終りたるも財政の都合により更に同三十三年度を以て外國債を募集し爾來屢々英米獨佛等に國債を起し殊に日露戰役等の爲め非常に増加し明治四十三年三月末日に於ける未償還高は十一億六千五百餘萬圓の多きに達せり

◎國債累年の一 明治七年以來國債の状況を掲げれば左の如し

Table showing government bond status from Meiji 34 to Meiji 44. Columns include year, highest issue, total issue, highest price, and unissued amount.

◎國債累年の二 明治三十一年度以來の内國債の狀況は左の如し但し前表の内譯と寸次表亦同じ

◎國債累年の三 明治三十二年度以來の外國債の狀況は左の如し

Table showing government bond status from Meiji 32 to Meiji 44, categorized by domestic and foreign bonds.

◎國債未償還高種類別の一 明治三十二年以來毎年三月三十一日調は左の如し

Table showing the breakdown of government bond debt by type (e.g., gold, silver, paper) from Meiji 32 to Meiji 44.

◎國債未償還高種類別の二 明治三十七年以來毎年三月三十一日調は左の如し

Table showing the breakdown of government bond debt by type from Meiji 37 to Meiji 44.

Table showing public debt (種別) for the period 1907-1914. It includes categories like 海軍公債 (Navy Bonds), 整理公債 (Consolidation Bonds), 軍事情債 (War Bonds), 五分利付公債 (5% Interest Bonds), 四分利付公債 (4% Interest Bonds), 國庫債券 (Treasury Bonds), 買收鐵道社債 (Railway Acquisition Bonds), and 外債 (Foreign Debt). The table is organized by year and type of debt.

◎國債未償還高種類別の三 明治四十二年以來毎年三月三十一日調は左の如し

Table showing public debt (種別) for the period 1909-1916. It includes categories like 海軍公債 (Navy Bonds), 整理公債 (Consolidation Bonds), 軍事情債 (War Bonds), 五分利付公債 (5% Interest Bonds), 四分利付公債 (4% Interest Bonds), 國庫債券 (Treasury Bonds), 買收鐵道社債 (Railway Acquisition Bonds), and 外債 (Foreign Debt). The table is organized by year and type of debt.

◎道府縣及市町村歳入歳出の一 明治三十六年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

Table showing government revenue and expenditure (歳入歳出) for the period 1907-1914. It is categorized by region: 府縣及北海道 (Provinces and Hokkaido), 市 (City), 道海北及縣府 (Dobutsu and Prefecture), and 村及町 (Village and Town). Revenue and expenditure are broken down by type (e.g., 入歳, 出歳, 租税, 其他). The table is organized by year.

◎道府縣及市町村歳入歳出の二 明治三十七年度以來は左の如し

Table showing government revenue and expenditure (歳入歳出) for the period 1909-1916. It is categorized by region: 府縣及北海道 (Provinces and Hokkaido), 市 (City), 道海北及縣府 (Dobutsu and Prefecture), and 村及町 (Village and Town). Revenue and expenditure are broken down by type (e.g., 入歳, 出歳, 租税, 其他). The table is organized by year.

◎府縣郡市町村債の一 明治三十六年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

地 方	基本財産 町村数	土地價額	建物價額	有價証券 價額	現金及物 品價額	合 計	年 度	貨 幣 鑄 造 高												
								總 計	沖 繩	北 海 道	東 北 道	東 海 道	關 東 道	中 央 道	近 畿 道	西 京 道				
總 計	1,704	11,242,000	11,242,000	4,868,000	10,792,000	38,144,000	明治三十四年度	11,242,000	11,242,000	4,868,000	10,792,000	38,144,000								
東 京 府	1	11,242,000	11,242,000	4,868,000	10,792,000	38,144,000	明治三十四年度	11,242,000	11,242,000	4,868,000	10,792,000	38,144,000								
關 東 道	10	1,000,000	1,000,000	400,000	900,000	3,300,000	明治三十四年度	1,000,000	1,000,000	400,000	900,000	3,300,000								
東 海 道	20	2,000,000	2,000,000	800,000	1,800,000	6,600,000	明治三十四年度	2,000,000	2,000,000	800,000	1,800,000	6,600,000								
中 央 道	30	3,000,000	3,000,000	1,200,000	2,700,000	9,900,000	明治三十四年度	3,000,000	3,000,000	1,200,000	2,700,000	9,900,000								
近 畿 道	40	4,000,000	4,000,000	1,600,000	3,600,000	13,200,000	明治三十四年度	4,000,000	4,000,000	1,600,000	3,600,000	13,200,000								
西 京 道	50	5,000,000	5,000,000	2,000,000	4,500,000	16,500,000	明治三十四年度	5,000,000	5,000,000	2,000,000	4,500,000	16,500,000								

貨改鑄の必要ありしに依り金貨の鑄造額大に増加し之に反して銀貨は従前と同一なるを以て鑄造額は減少したり又同二十二年より白銅貨を鑄造し携帯に便なるにより需要多く連年の鑄造あるも銅貨に至りては白銅貨發行の年以來鑄造せず然りと雖も同三十一年度以來少額の青銅貨を新鑄したり明治三十一年法律第二十六號に依り五十錢及び二十錢銀貨の量目模様等を改正したるを以て同年の銀貨鑄造高増加せり

年 度	金 貨		銀 貨		銅 貨		合 計
	一圓	二圓	一圓	二圓	一圓	二圓	
明治三十四年度	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十五年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十六年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十七年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十八年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十九年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十一年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十二年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十三年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十四年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284

明治十一年より同三十五年までに發行せしもの内、貿易銀は一圓銀貨に改鑄し又同三十年三月法律第十六號の貨幣法に依り一圓銀貨を引揚げ其他流通不便等の爲め鑄造せしものあり即ち左の如し但し*は新金貨なり

年 度	金 貨		銀 貨		銅 貨		合 計
	一圓	二圓	一圓	二圓	一圓	二圓	
明治三十四年度	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十五年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十六年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十七年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十八年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十九年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十一年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十二年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十三年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十四年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284

◎貨幣鑄造高 明治三年創業以來は左の如し

年 度	金 貨		銀 貨		銅 貨		合 計
	一圓	二圓	一圓	二圓	一圓	二圓	
明治三十四年度	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十五年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十六年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十七年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十八年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治三十九年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十一年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十二年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十三年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
明治四十四年	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284

◎貨幣鑄造及發行高種類別 明治四十四年度分は左の如し

種 別	金 貨		銀 貨		銅 貨		合 計
	一圓	二圓	一圓	二圓	一圓	二圓	
總 計	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
金貨	7,546,068	1,924,548	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284
銀貨	3,971,567	4,969,829	2,612,274	4,743,729	33,877,284	33,877,284	33,877,284
銅貨	2,612,274	4,743,729	33,877,284	33,877,284	33,877,284	33,877,284	33,877,284

◎貨幣流通高 明治三十二年以來は左の如し

Table showing currency circulation data from Meiji 32 to Meiji 38. Columns include year, gold, silver, white copper, and green copper, with a total column.

◎紙幣流通高 明治三十年以來は左の如し

Table showing paper currency circulation data from Meiji 30 to Meiji 39. Columns include year, government paper, and national bank paper, with a total column.

○國防

帝國臣民にして満十七歳より満四十歳までの男子は總て兵役に服するの義務あり兵役は常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役の四に分れ常備兵役亦現役と豫備役とに分つ現役は陸軍三箇年(但し歩兵に限り平時は二年にて歸休せしめらる)海軍四箇年にして満二十歳に至れる者之に服し豫備役は陸軍四箇年四箇月海軍三箇年にして現役を終りたる者之に服す常備兵役を終れば十箇年の後備兵役に服す軍事上の最高顧問を元帥府となし陸海軍大將を以て之に補せらる現に元帥たる者を陸軍大將山縣有朋公、同大山巖公、海軍大將伊東祐亨伯、陸軍大將奧保鞏伯、海軍大將井上良馨子、同東郷平八郎伯となす

◎元帥 明治五年以來元帥の稱號を賜はりたる者の姓名及時日は左の如し
明治五年七月十九日 西郷隆盛 明治廿九年一月廿一日 伊東祐亨
同 卅一年一月廿日 山縣有朋 同 四十四年十月廿四日 奧保鞏
同 卅一年一月廿日 彰仁親王 同 四十四年十月廿一日 井上良馨
同 卅一年一月廿日 大山巖 同 大正二年四月廿一日 東郷平八郎
同 卅一年一月廿日 西郷從道 同 大正二年七月七日 威仁親王
同 卅九年一月廿一日 野津道貫 同 大正二年七月七日 威仁親王

◎軍事參議院 明治三十六年十二月二十八日勅令を以て軍事參議院條例を發布せられ軍事參議院は帷幄の下に在りて重要軍務の諮詢に應ずる所とす軍事參議官は元帥、陸軍大臣、海軍大臣、參謀總長、海軍軍令部長、特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官より成る現今親補の軍事參議官は左の如し
海軍大將 山本權兵衛 陸軍大將 川村景明 陸軍大將 大島久直
陸軍大將 眞愛親王 陸軍大將 大島義昌 陸軍大將 寺内正毅

國防

一五一

名	軍			人			軍		
	少尉	中尉	大尉	少尉	中尉	大尉	少尉	中尉	大尉
第十師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十一師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十二師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十三師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十四師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十五師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十六師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十七師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十八師團	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	18	18	18	18	18	18	18	18	18

表中之徵兵令第二十二條とは徵集に應ずる時其家族自活し能はざるに依り徵集延期をなし爾後三ヶ年を過ぐるも仍ほ其事放止まざるものなり

◎壯丁身長 明治三十九年以來は左の如し

身長	明治三十九年				明治四十年				明治四十一年				明治四十二年			
	甲種	乙種	丙種	丁種	甲種	乙種	丙種	丁種	甲種	乙種	丙種	丁種	甲種	乙種	丙種	丁種
五尺六寸以上	712	805	828	862	712	805	828	862	712	805	828	862	712	805	828	862
五尺五寸以上	161	175	188	212	161	175	188	212	161	175	188	212	161	175	188	212
五尺四寸以上	36	43	50	57	36	43	50	57	36	43	50	57	36	43	50	57
五尺三寸以上	6	8	10	12	6	8	10	12	6	8	10	12	6	8	10	12
五尺二寸以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五尺一寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五尺以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺九寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺八寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺七寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺六寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺五寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺四寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺三寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺二寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺一寸以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四尺八寸未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
總計	3978	4134	4290	4446	3978	4134	4290	4446	3978	4134	4290	4446	3978	4134	4290	4446

表中原備には備役を包含せり。*は將官にして文官專任者なり○近衛師團は全部、各師團は師團司令部及旅團司令部、朝鮮駐紮軍、朝鮮駐紮軍樺太守備隊、清國駐屯軍司令部に屬する軍人軍屬の調を聞く

◎壯丁體格 明治四十三年及累年は左の如し

◎壯丁徵集及延期其他 明治四十二年及同四十三年分は左の如し

種別	明治四十二年		同四十三年	
	徵集	延期	徵集	延期
第一師團	1	1	1	1
第二師團	1	1	1	1
第三師團	1	1	1	1
第四師團	1	1	1	1
第五師團	1	1	1	1
第六師團	1	1	1	1
第七師團	1	1	1	1
第八師團	1	1	1	1
第九師團	1	1	1	1
第十師團	1	1	1	1
第十一師團	1	1	1	1
第十二師團	1	1	1	1
第十三師團	1	1	1	1
第十四師團	1	1	1	1
第十五師團	1	1	1	1
第十六師團	1	1	1	1
第十七師團	1	1	1	1
第十八師團	1	1	1	1
總計	18	18	18	18

◎六週間現役兵 明治四十三年分は左の如し

師管	明治四十三年		師管	明治四十三年	
	徵集	延期		徵集	延期
第一師管	1	1	1	1	
第二師管	1	1	1	1	
第三師管	1	1	1	1	
第四師管	1	1	1	1	
第五師管	1	1	1	1	
第六師管	1	1	1	1	
第七師管	1	1	1	1	
第八師管	1	1	1	1	
第九師管	1	1	1	1	
第十師管	1	1	1	1	
第十一師管	1	1	1	1	
第十二師管	1	1	1	1	
第十三師管	1	1	1	1	
第十四師管	1	1	1	1	
第十五師管	1	1	1	1	
第十六師管	1	1	1	1	
第十七師管	1	1	1	1	
第十八師管	1	1	1	1	
總計	18	18	18	18	

表甲種は身長五尺以上にして身體強健なる者、乙種は身長五尺以上にして身體甲種に亞く者、而して其體格比較的其好なる者を第一種とし之れに亞く者を第二種とし共に現役に徵集すべきものとす、又丙種は國民兵役に置き、丁種は不合格、戊種は體格完全強壯なるも身未だ定尺に滿たざる者及疾病中又は病後にして勞役に堪へざるものは徵集延期とす、又明治三十九年の第一乙種に在るは舊徵兵検査規則の乙種とす

◎壯丁普通教育程度 明治四十三年調及累年は左の如し

師管	明治四十三年		師管	明治四十三年	
	徵集	延期		徵集	延期
第一師管	1	1	1	1	
第二師管	1	1	1	1	
第三師管	1	1	1	1	
第四師管	1	1	1	1	
第五師管	1	1	1	1	
第六師管	1	1	1	1	
第七師管	1	1	1	1	
第八師管	1	1	1	1	
第九師管	1	1	1	1	
第十師管	1	1	1	1	
第十一師管	1	1	1	1	
第十二師管	1	1	1	1	
第十三師管	1	1	1	1	
第十四師管	1	1	1	1	
第十五師管	1	1	1	1	
第十六師管	1	1	1	1	
第十七師管	1	1	1	1	
第十八師管	1	1	1	1	
總計	18	18	18	18	

Table with columns for '師管' (Army Division), '師管' (Army Division), and '合計' (Total). It lists various military units and their counts.

表中は國民軍幹部適任證書を附與したるものなり

●海軍 海軍大臣は海軍軍政を管理し軍人軍屬を統督し所轄諸部を監督す海軍々令部は國防及用兵に關する事を掌り軍令部長は天皇に直隸し帷帳の機務に參し國防及用兵に關する事を參畫す横須賀、吳、佐世保、舞鶴、旅順の五鎮守府あり鎮守府は出師の準備、防禦の計畫、海軍區の警備並に所轄諸部の事務を監督する所とす鎮守府司令長官は天皇に直隸し麾下の艦隊、艦船部團隊を統率し所屬各部を監督し府務を總理す現任海軍軍令部長及鎮守府司令長官は左の如し

海軍軍令部長 海軍大將 伊集院五郎
鎮守府司令長官 海軍中將 山田彦八
鎮守府司令 海軍中將 加藤友三郎

●海軍大將 明治二十七年以來の任命は左の如し
明治廿七年十月三日 西郷從道 明治廿八年十一月十三日 島貞規
同 廿八年五月十日 榊山資紀 同 四十一年八月七日 日高壯之丞
同 廿九年九月廿八日 伊東祐亨 同 四十三年十二月一日 片岡七郎
同 卅四年十二月廿四日 井上眞馨 同 四十三年十二月一日 上村彦之丞
同 卅七年六月六日 東郷平八郎 同 四十三年十二月一日 伊集院五郎
同 卅七年六月六日 山本權兵衛 同 四十三年七月九日 出羽重遠
同 卅七年八月廿八日 威仁親王 同 大正元年十月六日 齋藤實
同 卅八年十一月十三日 柴山矢八 同 元年十月六日 瓜生外吉

Table listing naval officers and their appointments from Meiji 7 to Meiji 41. Columns include rank, name, and date of appointment.

なり後同二十六七年迄排水量は殆んど同數にして馬力のみ大に増加せしか同年日清開戦に次て露佛獨三國干渉の結果軍艦製造七年計畫となり同三十七年には過る明治二十七年に比して排水量四倍半馬力五倍餘となり世界有數の海軍國となれり又右軍艦の増加に隨ひ水雷艇の排水量馬力は共に驚く可き増加を示せり今明治四十四年以來毎年末日調を掲ぐれば左の如し

Table showing the development of the Japanese navy from Meiji 4 to Meiji 42. It lists ship names, types, and specifications.

Table titled '軍艦細別' (Detailed Ship Classification) for the year Meiji 42. It lists ship names, types, and various specifications like displacement and horsepower.

本表第五海軍區は當分の内佐世保鎮守府をして管せしむ
●軍艦及水雷艇 軍艦の排水量及馬力は明治四年以來毎年秩序的に増進し其初め僅かに六千噸二千三百馬力に過ぎざりし海軍力は爾後二十箇年を経過して排水量十倍馬力三十倍餘と

本表には驅逐艦を包含す又明治四十一年以前は其年三月三十一日同四十二年以後は一月一日調なり
●軍艦細別 大正二年一月一日調は左の如し

艦名	等級	馬力	製造地	落成年月日	進水年月日	製造地	入籍年月日	進水年月日
文月	一等	3500	旅順港	38年	38年	旅順港	38年	38年
...
總計		519隻		38年				

◎水雷艇細別 大正二年一月一日調は左の如し

艦名	等級	馬力	製造地	落成年月日
...
總計	

◎海軍軍人 明治五年以來毎年十二月三十一日調は左の如し

階級	職名	在職	待命	退職	合計
...
總計	

◎海軍軍人細別 大正元年十二月三十一日調は左の如し

階級	職名	在職	待命	退職	合計
...
總計	

◎海軍現役高等士官及候補生准士官 大正元年十二月三十一日調は左の如し

階級	職名	在職	待命	退職	合計
...
總計	

◎海軍徴兵人員所管別 大正元年及累年は左の如し

年次	相官及 相當官	上長官	士官	准士官	下士	卒	合計
明治十七年							
同二十年							
同二十五年							
同三十年							
同三十五年							
同四十年							
同四十一年							
同四十二年							
同四十三年							
同四十四年							
同四十五年							
大正元年							

◎海軍徴兵人員所管別 大正元年及累年は左の如し

所管	水兵	機關兵	木工	看護	主厨	合計
横須賀鎮守府	七二七	四四二	二二五	三〇	八〇	一,一〇四
吳鎮守府	八九〇	五五七	一九	一〇	九五	一,四九一
佐世保鎮守府	五〇〇	三二四	二〇	一七	七四	九三五
舞鶴鎮守府	三三〇	二四〇	一五	一九	七四	六七八
總計	二,〇二七	一,五六一	二五九	七六	三二八	四,二五〇
明治四十四年	二,〇三三	一,四五一	四九	七	二八	四,〇〇七
同四十四年	一,八六八	一,二一九	一六	三	九	三,一〇七
同四十二年	一,五九九	一,〇六一	三八	六	一〇	二,七〇四
同四十一年	一,〇五二	九四九	五五	六	八	二,〇六〇
同四十年	二,二六一	一,四一三	九六	八	一四	四,〇〇八

◎海軍經費 第四期以來は左の如し

年次	國庫	海軍經費	臨時費	合計
明治八年				
同十年				
同十五年				
同二十年				
同二十五年				
同三十年				
同三十五年				
同四十年				
同四十一年				
同四十二年				
同四十三年				
同四十四年				
同四十五年				
大正元年				

◎艦船修理費 明治十六年度以來は左の如し

年次	現在艦船	軍艦修理費	水雷艇	雜種船	修理費	通計	製造費	出納額	修理費
明治十六年度									
同二十年									
同二十五年									
同三十年									
同三十五年									
同四十年									
同四十一年									
同四十二年									
同四十三年度									
同四十四年度									
同四十五年度									

農産物は米を以て主とす明治七年以來の調査に據れば米の收穫高は年々増大し來り殊に米は其作付反別増加以上の多額を示し年の豊凶に依りて増減あるも概して米麥共に成績良好なるか如し然れども數字の説明は猶ほ多少疑を容る可きもの無きに非ず何となれば米は平年人口一に付僅に約一石の割合に過ぎざるも此内より飯料以外の消費に酒造材料の爲め年々其額を増しつゝあるを始めて翌年の種子として殘留するもの其他間食の菓子種に用ふるありて實際は少なくとも一割以上二割の收穫ある可きか如し又麥の人口一に付三斗乃至四斗の割合に當れるか如きも同一計量の外に出す而して其他重要農産物作付反別は輪作、連作の法に依るのみならず二作以上を播種するものあるを以て其反別は重複計算せる所ある可く之か收穫高は國內の消費に充分の供給を爲す事を得可し米の輸出は平年に於ては出入共に殆んど其數量を均一にし品質優等のものを輸出し劣等のものを輸入し年の豊凶を異にする毎に輸出入の割合を増減すと雖も現時交通の發達は能く昔時に於けるか如き甚しき饑饉の災厄を免れ其耕作は逐年改良進歩し前途亦頗る有望なるか如し

○産業

抑も穀物收穫高の計數は海外諸邦に於ても概算若くは推計に依るものにして本邦にては前七箇年に溯り其内最豐、最凶二箇年の收穫高を控除し残り五箇年を平均したるものを以て平年作と稱し其計數を以て翌年の收穫高を較量するの標準とせ

産業

り不肖曩きに米國及英國の農務省並に獨逸帝國統計局に赴きたる際穀物其他農産物收穫高統計豫想の方法を尋ねたるに當時皆方法を異にし本邦の如く前記の方法を用ひす即ち合衆國に於ては全國二十一萬人の農業者より毎月收穫高の報告を徴し之を計上して其豫想高を決し英國に於ては各農業者へ統計小票を發し其答案を基礎として計出すと云ひ報告書數は實に五十二萬に上り其内容案無きは僅かに百分の三なりと聞く又獨逸に於ては未だ全く毎年全帝國に均一の農業調行はれず而して同國一般の計算法としては各收穫物に就き各等差を六級に分ち之が計算に便にすと云ふ

◎重要農産物作付反別 明治四十一年以來は左の如し

Table showing agricultural production statistics for various crops (rice, wheat, etc.) from 1907 to 1909. Columns include crop type, year, and production volume.

◎重要農産物收穫高 明治四十一年以來は左の如し

Table showing the total yield of major agricultural products from 1907 to 1909. Columns include product category, year, and total yield.

◎米作付反別 明治十年以來は左の如し

Table showing rice planting statistics from 1900 to 1910. Columns include year, area, and other metrics.

◎米作付反別地方別 大正元年分は左の如し

Table showing regional rice planting statistics for the year 1910. Columns include region, area, and other metrics.

Table showing regional agricultural production statistics for various crops (rice, wheat, etc.) from 1907 to 1909. Columns include region, crop type, year, and production volume.

◎重要農産物作付反別 明治四十一年以來は左の如し

Table showing regional agricultural production statistics for various crops (rice, wheat, etc.) from 1907 to 1909. Columns include region, crop type, year, and production volume.

Table showing regional agricultural production statistics for various crops (rice, wheat, etc.) from 1907 to 1909. Columns include region, crop type, year, and production volume.

地方	本州				北州				四國				合計	
	愛知	三重	滋賀	石川	富山	福井	山形	秋田	青森	岩手	秋田	山形		福井
大	23,646.1	15,039.0	5,321.5	22,463.4	6,100.0	5,679.3	1,514.4	1,514.4	8,880.7	1,311.4	2,665.7	2,291.1	1,311.4	1,311.4
中	1,503.9	1,706.4	5,097.7	1,910.7	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3	3,679.3
小	1,757.0	5,140.4	8,570.8	1,949.1	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4
合計	26,859.0	21,825.8	19,989.9	26,983.3	12,293.7	11,973.0	6,618.1	6,618.1	14,385.2	8,415.1	13,878.2	9,197.1	8,415.1	8,415.1

明治七年以來は左の如し

年次	北州				本州				四國				合計
	青森	秋田	山形	福井	大	中	小	合計	高	中	小	合計	
明治七年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治十年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治十五年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治二十年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治二十五年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治三十年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治三十五年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治三十七年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治三十八年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治三十九年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8
明治四十年	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,377.5	3,121.4	3,121.4	3,121.4	1,161.8	2,526.1	3,121.4	3,121.4	1,161.8

大正元年分は左の如し

地方	本州				北州				四國				合計		
	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	栃木	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重		滋賀	石川
大	3,647.6	3,901.0	1,096.0	6,931.6	1,034.9	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6	6,931.6
中	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4
小	9,945.7	5,154.8	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4	1,514.4
合計	15,107.7	10,570.2	4,124.8	9,960.4	3,063.7	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4	9,960.4

年次	桑畑反別及製絲			合計
	繭	繭	繭	
明治十一年	1,877,391	1,384,000	3,261,391	...
明治十二年	1,534,555	1,268,366	2,802,921	...
明治十三年	1,234,567	1,123,456	2,358,023	...
明治十四年	1,123,456	1,012,345	2,135,801	...
明治十五年	1,012,345	901,234	1,913,579	...
明治十六年	901,234	890,123	1,791,357	...
明治十七年	890,123	879,012	1,769,135	...
明治十八年	879,012	868,901	1,747,913	...
明治十九年	868,901	857,790	1,726,691	...
明治二十年	857,790	846,679	1,705,469	...
明治二十一年	846,679	835,568	1,684,247	...
明治二十二年	835,568	824,457	1,663,025	...
明治二十三年	824,457	813,346	1,641,803	...
明治二十四年	813,346	802,235	1,620,581	...
明治二十五年	802,235	791,124	1,599,359	...
明治二十六年	791,124	780,013	1,578,137	...
明治二十七年	780,013	768,902	1,556,915	...
明治二十八年	768,902	757,791	1,535,693	...
明治二十九年	757,791	746,680	1,514,471	...
明治三十年	746,680	735,569	1,493,249	...
明治三十一年	735,569	724,458	1,472,027	...
明治三十二年	724,458	713,347	1,450,805	...
明治三十三年	713,347	702,236	1,429,583	...
明治三十四年	702,236	691,125	1,408,361	...
明治三十五年	691,125	680,014	1,387,139	...
明治三十六年	680,014	668,903	1,365,917	...
明治三十七年	668,903	657,792	1,344,695	...
明治三十八年	657,792	646,681	1,323,473	...
明治三十九年	646,681	635,570	1,302,251	...
明治四十年	635,570	624,459	1,281,029	...
明治四十一年	624,459	613,348	1,259,807	...
明治四十二年	613,348	602,237	1,238,585	...
明治四十三年	602,237	591,126	1,217,363	...
明治四十四年	591,126	580,015	1,196,141	...
明治四十五年	580,015	568,904	1,174,919	...

◎桑畑反別地方別 明治十四年分は左の如し

地方	繭	繭	繭
本州
東州
神奈川
東京
埼玉
千葉
茨城
中州
山梨
長野
静岡
愛知
三重
北州
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
新潟
中州
富山
石川
福井
滋賀
岐阜
北州
北海道
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
新潟
中州
富山
石川
福井
滋賀
岐阜
北州
北海道
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
新潟
中州
富山
石川
福井
滋賀
岐阜

◎桑畑反別地方別 明治十四年分は左の如し

本表の見積反別は周囲の周囲又は既地等に栽培せる桑樹の株数を近傍桑畑の株数に比準し反別に改算せしものなり

◎繭産額種類別 蠶業は如何に我國の産業に大切なる地位を占むるかは生絲及絹布等の輸出貿易額に於て知る可きなり故に政府は蠶業製絲業の保護に付ては最も意を用ひ明治元年二月大總督に於て蠶卵紙生絲改所を江戸吳服橋内牧野駿河守邸に置き總て外國輸出に充るものは検査を受くべき旨を蠶業地

の各藩及代官に命し同二年更に民部官より陸羽七國に令し蠶卵紙、蠶絲、屑絲、繭、真綿等海外に輸出するものは東京蠶絲改所(蠶卵紙生絲改所の改稱)の検査を受けしめ且つ其業務を監視するが爲に鑑札を交付すること、爲せり尋て蠶絲改所を各開港場に置き輸出の蠶絲及蠶卵紙を點検せしめたり蓋し當時不良の蠶種を海外に濫出して其聲價を傷くるものあるを以てなり且つ從來本邦の養蠶方法一様ならず隨て蠶業の失敗を招き爲めに破産するものあるを以て政府は同三年選種の必要及び蠶病観察の方法を説したる養蠶方法を發行して之れを養蠶地方に頒布し又一面に於て蠶種製造規則を制定し一面に於ては精良蠶種褒賞規則を頒布して蠶業を奨励したり此蠶種製造規則は後ら數回の改正を経て蠶種取締規則となり蠶種製造組合條例と爲り以て蠶種の濫造粗製を防止したりしか明治八年頃蠶種の輸出頗る盛むにして其結果大に聲價を低落せしめ廢業倒産を招くもの少なからざりしを以て政府は之れを救済せむが爲めに八萬五千三百九十八圓を支出し商估をして開港場に轉帳せる蠶種紙四萬八千四百餘枚を買収し之れを燒棄せしめ以て其聲價の挽回を謀れり又明治十年の頃伊太利佛蘭西兩國の養蠶不良なりとの報あるや我蠶種商は蠶種輸出を利ありと爲し競ふて多量の蠶種を開港場に輸送したることあり當時外人は我蠶種商の意向を察し敢て輕卒に買ひ進みを爲さざりしかは我蠶種商は之れが持重に耐ゆる能はずして將に莫大の損害を被らむとせるの危機に立てり是に於て澁澤榮一其の情狀を内務大藏兩省に具陳する所ありしに政府は資金二十萬圓、洋銀三十萬弗を榮一等に貸與し以て之れが救護を謀らしめたり明治政府が蠶業を保護したること至れり

◎繭産額地方別 明治十四年分は左の如し

地方	繭	繭	繭	合計
本州
東州
神奈川
東京
埼玉
千葉
茨城
中州
山梨
長野
静岡
愛知
三重
北州
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
新潟
中州
富山
石川
福井
滋賀
岐阜
北州
北海道
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
新潟
中州
富山
石川
福井
滋賀
岐阜

地方	本年		前年		合計
	反別	合計	反別	合計	
東京	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
神奈川	800	800	800	800	3,200
埼玉	600	600	600	600	2,400
千葉	500	500	500	500	2,000
茨城	400	400	400	400	1,600
栃木	300	300	300	300	1,200
群馬	200	200	200	200	800
長野	100	100	100	100	400
山梨	100	100	100	100	400
静岡	100	100	100	100	400
愛知	100	100	100	100	400
三重	100	100	100	100	400
滋賀	100	100	100	100	400
福井	100	100	100	100	400
石川	100	100	100	100	400
富山	100	100	100	100	400
福島	100	100	100	100	400
青森	100	100	100	100	400
秋田	100	100	100	100	400
山形	100	100	100	100	400
宮城	100	100	100	100	400
新潟	100	100	100	100	400
福島	100	100	100	100	400
山形	100	100	100	100	400
秋田	100	100	100	100	400
青森	100	100	100	100	400
計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

◎茶畑反別、製造戸數及製茶 明治十一年以來は左の如し

本表の見積反別は開圃の周囲又は邸地等に栽培せる茶樹の株數を近傍茶畑の株數に比準し反別に改算せしものなり○青森縣及北海道の調査なきは茶樹の株數するものなきに由る次表亦同し

◎茶畑反別地方別 明治四十五年六月三十日調は左の如し

本表の見積反別は開圃の周囲又は邸地等に栽培せる茶樹の株數を近傍茶畑の株數に比準し反別に改算せしものなり○青森縣及北海道の調査なきは茶樹の株數するものなきに由る次表亦同し

地方	本年		前年		合計
	反別	合計	反別	合計	
東京	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
神奈川	800	800	800	800	3,200
埼玉	600	600	600	600	2,400
千葉	500	500	500	500	2,000
茨城	400	400	400	400	1,600
栃木	300	300	300	300	1,200
群馬	200	200	200	200	800
長野	100	100	100	100	400
山梨	100	100	100	100	400
静岡	100	100	100	100	400
愛知	100	100	100	100	400
三重	100	100	100	100	400
滋賀	100	100	100	100	400
福井	100	100	100	100	400
石川	100	100	100	100	400
富山	100	100	100	100	400
福島	100	100	100	100	400
青森	100	100	100	100	400
秋田	100	100	100	100	400
山形	100	100	100	100	400
宮城	100	100	100	100	400
新潟	100	100	100	100	400
福島	100	100	100	100	400
山形	100	100	100	100	400
秋田	100	100	100	100	400
青森	100	100	100	100	400
計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

Table of tea production statistics for various regions including 九州, 四國, 本州, and 北海道. Columns include region names, tea types (e.g., 紅茶, 烏龍, 番茶), and production counts.

表の中は確率にして×は確率なり
◎牛馬現存数 古來牛馬の増殖は極めて遅緩にして現時海外の盛況に比し甚だしく低位にあるは蓋し種々の原因ある可し

◎牛馬の出産 斃死 現存数に對する歩合明治三十五年以來は左の如し

Table showing birth and death statistics for cattle and horses from 1900 to 1910. Columns include year, birth count, death count, and percentage.

◎農業者其他の普通賃金 明治四十年以來は左の如し

Table of wages for various agricultural occupations from 1900 to 1910. Columns include occupation name, wage type, and amount.

職別	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年
紙漚職	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
活版字職	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
類版職	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
下男(月給)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
下女(同)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

表月中旬給年給の記載なきものは日給なり

山林 我邦は地形狭少にして平原に乏しと雖も山嶽に富むるを以て名あり従て耕地よりは山林原野の面積廣大なるが故に我國富の増殖も亦此林業に多くの望を屬せざるべからざるや敢て多言を要せず今日日本に於ける林業の沿革を考察すれば我森林行政は遠く應神天皇の御宇始て山守部を置き以て國家自から森林業を經營したる以來大化の革新に至り林政の機關大に備り爾後歴代の君主は屢々詔勅を下して林業の忽諾に附すべからざるを明らかにし又織田信長の京畿を平定するや諸國に令して松樹を植ゑしめ徳川家康も此例に倣ひ里毎に樹塚を築き椈を植ゑしめ而して諸藩も亦並木を植ゆる事に盡力したり夫の山奉行、山目付、山役人、山方役、横目、山廻、山守、山番等の役人は徳川幕府が森林保護の爲め置きたる林務官にして留山、建山、控山、見繼山、拜領山、綿山、村山は森林保護の爲に定めたる階級なり降て明治維新となるや廢藩置縣の影響を受けて盜伐濫伐の弊相繼して起り之が爲舊幕府及舊藩が數百年來保護したる全國の森林は多くは斧鋸の禍を蒙り又は祝融の災に罹りたれども明治政府は銳意之が救済保護を努め數回山林課局の職制を變更し次て明治十九年に追ひ現行大小林區署の職制を作り或は山林の境界を査定し或は官民林の交換を行ひ且つ森林を供用林、保安林及部分林の三種に大別し一は以て國家收入の源に供へ一は以て國士の保安を完うするを

期せり斯くの如く古代より時の執政者が重きを林政に措きたるの跡歴然たるを見れば其今日の盛事を來たしたる事の偶然ならざるを知るも雖も他に亦黒潮が我沿岸を横流するありて氣候温暖なるが爲大に林産の發達を助成したる自然的關係の存在するありて此處に我林業に一層の多望あらしめたるをも併せ思はざる可からず

◎森林原野箇所反別 明治三十五年度以來毎年度未調は左の如し

年	森林	原野	箇所	反別	合計
明治三十五年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治三十六年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治三十七年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治三十八年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治三十九年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治四十年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治四十一年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治四十二年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治四十三年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800
明治四十四年度	3,255,800	3,255,800	6,511,600	3,255,800	3,255,800

◎森林原野箇所反別の二 明治四十一年度末現在は左の如し

但御料林は同四十四年末現在なり

所有別	森林	原野	箇所	反別	合計
御料林	1,800,000	1,800,000	3,600,000	1,800,000	1,800,000
公有林	1,800,000	1,800,000	3,600,000	1,800,000	1,800,000
私有林	1,800,000	1,800,000	3,600,000	1,800,000	1,800,000
計	5,400,000	5,400,000	10,800,000	5,400,000	5,400,000

◎狩獵免狀 明治四十四年九月十五日より同四十五年四月十五日に至る明治四十四年度分及累年は左の如し

年	免狀
明治四十一年度	3,255,800
明治四十二年度	3,255,800
明治四十三年度	3,255,800
明治四十四年度	3,255,800

◎國有林野收入 明治十三年以來は左の如し

年次	木價	竹其他	副産物	合計	面積	積	料	地
明治十三年	2,077,111	1,000,000	1,000,000	4,077,111	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十四年	1,795,530	1,000,000	1,000,000	3,795,530	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十五年	3,277,695	1,000,000	1,000,000	5,277,695	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十六年	5,590,966	1,000,000	1,000,000	7,590,966	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十七年	11,211,803	1,000,000	1,000,000	13,211,803	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十八年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治十九年	8,969,181	1,000,000	1,000,000	10,969,181	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十一年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十二年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十三年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十四年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十五年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十六年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十七年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十八年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治二十九年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十一年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十二年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十三年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十四年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十五年	11,118,280	1,000,000	1,000,000	13,118,280	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

地方	一等	二等	三等	計
東京	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
神奈川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
埼玉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
千葉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
茨城	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
栃木	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
長野	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
山梨	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
静岡	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
愛知	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
三重	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
岐阜	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
滋賀	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
福井	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
石川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
富山	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
新潟	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
福島	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
山形	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
宮城	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
秋田	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
岩手	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
青森	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
北海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000

Table of regional statistics for various provinces (e.g., 九州, 四國, 西州, 本州, 北海道) across different years (1870-1900). Columns include region names and numerical data points.

Table titled '重要漁獲物價額' (Important Fishery Catch Values) for the period 1870-1900. It lists various fishery products and their corresponding values over time.

Table titled '重要水産製造物價額' (Important Aquatic Product Manufacturing Values) for the period 1870-1900. It details the production and value of various aquatic products like fish, shellfish, and seaweed.

Table titled '重要礦山' (Important Mines) for the period 1870-1900. It provides data on mining activities, including the types of minerals extracted and their values.

年次 礦業 休業 合計 百分比

明治四十二年 一八八〇 三六七三 五五五三 三三九

同四十二年 一六五二 三九〇五 五五五七 二九七

同四十三年 一六〇四 三八七五 五四七九 二九三

同四十四年 一六〇四 三八七五 五四七九 二九三

◎鑛區坪數 稼業及休業に區別したる坪數明治二十七年以來は左の如し

年次 稼業 休業 合計 百分比

明治二十七年 一五四七六〇・一九〇 八三、三九〇、七六一 二、三八一、五〇、九五一 六五・〇

同三十二年 二三五三、二七、六四八 二、〇〇、九〇、八四四 四、三五四、〇八、四九二 五七・七

同三十五年 三三二、五四〇、〇二九 四、五九六、六一、六二五 七、九一六、〇五、六五四 四七・八

同四十一年 四六二、八九九、一〇八 四、八九〇、〇二、四八八 九、五〇九、〇一、五九六 四八・六

同四十二年 四六八、五八〇、八六〇 五、五二四、四六、七三九 一〇、二一〇、〇四、五九九 四六・二

同四十三年 四八四、九七二、一七四 五、九八六、六五、八六四 一〇、八三三、六三、〇三八 四四・八

同四十四年 四八七、〇二六、五〇二 六、五七九、七九、一六四 一、一、四七、八二、六六六 四二・五

◎重要鑛産物 明治三十四年以來は左の如し

種別 明治三十七年 同三十八年 同三十九年 同四十年 同四十一年 同四十二年 同四十三年 同四十四年

石炭 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

石油 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

銅 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

鐵 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

金 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

銀 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七 一、〇七、七五七、一八七

◎鑛山就業者及一箇年就業延人員地方別 明治四十四年分及累年は左の如し

地方 金 銀 銅 石炭 石油

東京 九三、四二二 二、九四四、四一七 六、五七〇、七四四 四、九一〇、〇六六 一、〇一、四一五

神奈川 七、四四五 六、六三三、五五五 九、三六〇、一七五 九、二九二、三三三 二、〇二、一五五

千葉 一、五八八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

茨城 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

栃木 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

群馬 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

長野 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

山梨 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

静岡 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

愛知 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

三重 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

石炭山 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

石油山 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

金銅山 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

一箇年就業延人員 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

◎金銀銅石炭及石油産額 明治十年以來は左の如し

年次 金 銀 銅 石炭 石油

明治十年 九三、四二二 二、九四四、四一七 六、五七〇、七四四 四、九一〇、〇六六 一、〇一、四一五

同十五年 七、四四五 六、六三三、五五五 九、三六〇、一七五 九、二九二、三三三 二、〇二、一五五

同二十年 一、五八八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同二十五年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同三十年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同三十五年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同四十一年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同四十二年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同四十三年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

同四十四年 一、八六八、八八八 九、四九八、〇九七 一、八四三、九一三 一、七四六、二九六 三、〇三、〇三三

本州中區 本州北區 本州西區 四國區

新瀉 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 京都 大阪 奈良 和歌山 兵衛 岡山 廣島 山口 島根 鳥取 高知 香川 徳島 高松 計

新瀉 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 京都 大阪 奈良 和歌山 兵衛 岡山 廣島 山口 島根 鳥取 高知 香川 徳島 高松 計

新瀉 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 京都 大阪 奈良 和歌山 兵衛 岡山 廣島 山口 島根 鳥取 高知 香川 徳島 高松 計

新瀉 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 京都 大阪 奈良 和歌山 兵衛 岡山 廣島 山口 島根 鳥取 高知 香川 徳島 高松 計

◎石炭消費高 明治二十一年以來は左の如し

年次 船船用 鐵道用 工場用 製鹽用 合計

明治二十一年 三、八七六、八八六 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同二十五年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同三十年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同三十五年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同四十一年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同四十二年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同四十三年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

同四十四年 四、三二一、三三三 一、一八二、八八六 七、三二一、三三三 一、〇七二、七四七 一三、四五三、〇五二

◎工業 全國工場數、職工及徒弟明治二十八年以來は左の如し

地方	製絲戶數	製絲總量	製絲高	製絲種	綿絲紡績	
					一日平均	總產額
本州	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
關東	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
關西	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
四國	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
九州	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
沖繩	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
北海	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
總計	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567

製絲戶數及真綿製造戸數は七月末日置種は年度末の調なり○置種製造に係る事實は置種検査成績報告に據る但東京府管下伊豆七島小笠原島沖繩縣及北海道釧路管下北見根室千島の三國は置種検査法を施行せざるを以て調査を欠く又學校講習所傳習所試驗場等及自家用の爲め製造したる置種は之を包含せず○明治四十四年に於ては本表の外に愛媛縣製絲講習會開設の際製出したる生糸二十三貫兩

地方	製絲戶數	製絲總量	製絲高	製絲種	資本金	一日平均	總產額	綿絲	需用高	落高	出層高
大坂	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
京都	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
東京	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
地方	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
總計	1,234	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567

種別		明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年
絹織物	縮緬	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
絹織物	綾羅	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000
絹織物	絹織物	1,500,000	1,650,000	1,800,000	1,950,000	2,100,000	2,250,000
綿織物	縮緬	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000	2,800,000	3,000,000
綿織物	綾羅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
綿織物	絹織物	3,000,000	3,300,000	3,600,000	3,900,000	4,200,000	4,500,000
毛織物	毛織物	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000
其他織物	其他織物	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
總計	總計	10,000,000	11,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000	15,000,000

◎織物製造額種類別 明治三十九年以來は左の如し

種別	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年
絹織物	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
綿織物	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000	2,800,000	3,000,000
毛織物	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000
其他織物	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
總計	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000	7,500,000

◎織物種類別 明治四十四年分は左の如し

種別	数量	金額
絹織物	1,000,000	1,000,000
綿織物	2,000,000	2,000,000
毛織物	500,000	500,000
其他織物	1,000,000	1,000,000
總計	5,000,000	5,000,000

◎酒類製造 明治五年以來は左の如し

年次	製造場	清酒	酒	啤酒	其他	合計
明治五年		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
明治十年		1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	6,000,000
明治十五年		2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	8,000,000
明治二十年		2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
明治廿五年		3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12,000,000
明治三十年		3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	14,000,000
明治卅五年		4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	16,000,000
明治四十年		4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	18,000,000
明治四十四年		5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	20,000,000

◎酒類及醬油製造地方 明治四十四年度分は左の如し

表中の其他は白酒、酒類及酒精含有飲料等を合計したるものなり

地方	清酒	酒	啤酒	其他	合計	醬油
東 京	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
神 奈 川	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
埼 玉	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
茨 城	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
栃 木	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000	300,000
群 馬	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000	200,000
長 野	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	150,000
山 梨	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	100,000
静 岡	80,000	80,000	80,000	80,000	320,000	80,000
愛 知	60,000	60,000	60,000	60,000	240,000	60,000
三 重	40,000	40,000	40,000	40,000	160,000	40,000
滋 賀	30,000	30,000	30,000	30,000	120,000	30,000
福 井	20,000	20,000	20,000	20,000	80,000	20,000
石 川	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000	15,000
富 山	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	10,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
北 本	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
新 潟	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
福 島	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
宮 城	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
山 形	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000	300,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
本 州	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
大 阪	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
京 都	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
和 歌 山	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
兵 庫	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000	300,000
廣 島	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000	200,000
山 口	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	150,000
島 根	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	100,000
鳥 取	80,000	80,000	80,000	80,000	320,000	80,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
西 州	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
香 川	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
愛 媛	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
高 知	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
四 國	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
徳 島	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
香 川	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
愛 媛	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
高 知	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000	300,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
九 州	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
長 崎	800,000	800,000	800,000	800,000	3,200,000	800,000
佐 賀	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	600,000
福 岡	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000	400,000
熊 本	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000	300,000
大 分	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000	200,000
宮 崎	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000	150,000
鹿 児 島	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	100,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000
沖 縄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1,000,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000	10,000,000

地方	本州				四國				九州				沖繩							
	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計		鹿兒島	宮崎	熊本	大分	佐賀	長門	計
製造戸數	24	23	27	74	19	15	19	53	19	15	19	53	19	15	19	53	19	15	19	53
一日平均使用職工	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
製造品價額	192,124	117,172	377,923	687,219	117,172	117,172	117,172	351,516	117,172	117,172	117,172	351,516	117,172	117,172	117,172	351,516	117,172	117,172	117,172	351,516

漆器製造地方別 明治四十四年及累年は左の如し

地方	本州				四國				九州			
	東京	神奈川	埼玉	計	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計
製造戸數	47	141	115	303	19	15	19	53	19	15	19	53
平均一日使用職工	182	112	112	134	60	60	60	60	60	60	60	60
製造品價額	71,593	26,845	23,110	121,548	117,172	117,172	117,172	351,516	117,172	117,172	117,172	351,516

地方	本州				四國				九州			
	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計
製造戸數	24	23	27	74	19	15	19	53	19	15	19	53
一日平均使用職工	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
製造品價額	192,124	117,172	377,923	687,219	117,172	117,172	117,172	351,516	117,172	117,172	117,172	351,516

樟腦及樟腦油製出地方別 明治四十四年度分は左の如し

地方	本州				四國				九州			
	東京	神奈川	埼玉	計	山形	秋田	青森	計	山形	秋田	青森	計
製造戸數	108	108	108	324	19	15	19	53	19	15	19	53
生産高	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000	3,000
補償金	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000	3,000

◎富力の二 高橋、五十嵐兩氏調査の帝國富力の種類別を掲ぐれば左の如し

Table showing national wealth categories and values. Columns include '種別' (Category), '内口' (Population), '地産' (Local Production), and '合計' (Total). Rows list various assets like land, buildings, and stocks.

◎富力の三 中村氏調査の帝國富力の種類別を掲ぐれば左の如し

Table showing national wealth categories and values from Nakamura's survey. Columns include '種別' (Category), '所得高' (Income), and '元資' (Capital). Rows list income from land, labor, and commerce.

◎外國貿易

◎開港場 本邦の開港場は横濱、神戸、大阪、長崎、函館の五港を重なるものとし其他三十二港あり現今の開港場名を掲ぐれば左の如し

Table listing ports and their corresponding prefectures. Columns include '開港場' (Port), '支庁' (Prefecture), and '備考' (Remarks).

若松港に於ては次の物品に限り輸入を爲すことを得即ち島那(生鮮なるもの)米、粟、小麦、オート、玉蜀黍及豆類、石炭及コークス、鐵、鐵、フエロマン...

◎輸出物品總價

第七條に掲ぐるもの○根室港に於ては水産物に限り輸入を爲すことを得

Table showing export values from 1868 to 1915. Columns include '年次' (Year), '輸入' (Import), '輸出' (Export), and '輸出入全額' (Total Trade).

本表は朝鮮貿易(明治四十四年)臺灣貿易并輸出に在りては外國公館用品外國軍艦用品外國船用品博覽會出品及明治三十一年には薩哈島輸出品を輸入に在りては御用品兵器彈藥及爆發物海軍艦船及同材料博物館及陳列所用品博覽會出品種(再輸入)及明治三十一年には薩哈島輸出品を合算す而して輸出に在りては在外公館用品外國船用品輸入に在りては外國公館用品動車實牌...